

地方行政委員會議録第二十六号

昭和三十年六月二十二日(水曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 池田 清志君 理事 龜山 孝一君

理事 古井 喜實君 理事 鈴木 直人君

理事 前尾繁三郎君 理事 加賀田 進君

理事 門司 亮君

川崎末五郎君 木崎 茂男君

額綱 彌三君 櫻内 義雄君

渡海元三郎君 徳田與吉郎君

丹羽 兵助君 長谷川四郎君

熊谷 憲一君 難尾 弘吉君

高山 鶴吉君 山崎 巖君

吉田 重延君 勝間田清一君

北山 愛郎君 杉山元治郎君

中井徳次郎君

出席國務大臣 川島正次郎君

出席政府委員

總理府事務官(自治庁行政部長) 小林興三次君

總理府事務官(自治庁稅務部長) 奥野 誠亮君

委員外の出席者

議員 眞鍋 儀十君

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

同日

委員 島山鶴吉君辭任につき、その補欠として青木正君が議長の指名で委員に選任された。

委員 青木正君辭任につき、その補欠として島山鶴吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 島山鶴吉君辭任につき、その補欠として青木正君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 島山鶴吉君辭任につき、その補欠として青木正君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 島山鶴吉君辭任につき、その補欠として青木正君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 島山鶴吉君辭任につき、その補欠として青木正君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

地方税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第八四号)

地方自治法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二二九号)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一三〇号)

風俗営業取締法の一部を改正する法律案(眞鍋儀十君提出、衆法第二三三号)

町村合併に関する件

○大矢委員長 これより會議を開きます。去る十五日付託になりました地方自治法の一部を改正する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の兩案を一括議題として政府の説明を聴取することにいたします。提案理由説明者 川島國務大臣。

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

地方自治法目次中「第十一章 補則」を「第十二章 大都市に関する特別」に改める。

第二条第三項第十二号中「不良地区改良事業」を「土地区画整理事業」に改め、同項第十四号中「史跡」を「建造物、絵画、芸能、史跡」に、「記念物」を「文化財」に改め、同項の次に次の三項を加える。

市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項に掲げるものを除き、前項に例示されているような第二項の事務を処理するものとする。但し、第五項第四号に掲げる事務については、その規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第三項に例示されているような第二項の事務で、概ね次のような広域にわたるもの、統一的な処理を必要とするもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及び市町村が処理することができないか又は不適當であると認められる程度の規模のものを処理するものとする。

一 地方の総合開発計画の策定、治山治水事業、電源開発その他の利水事業、林産資源、水産資源、その他の天然資源の保全及び開発、産業立地条件の整備、道路、河川、運河その他の公共施設の建設、改良及び維持管理、開拓、干拓その他大規模な土地改良事業の施行等で広域にわたる事務に関するもの。

二 義務教育その他の教育の水準の維持、文化財の保護及び管理の基準の維持、警察の管理及び

運営、社会福祉事務及び社会保険事業の基準の保持、医事及び薬事の規制、伝染病の予防その他公衆衛生の水準の維持、労働争議の調整その他労働組合及び労働関係に関する事務、職業安定に関する事務、土地の収用に關する事務、各種営業の許可その他の規制、計量器の検査、各種生産物の検査その他の取締、各種の試験及び免許に関する事務、工業、人口動態等主要な統計調査、国民健康保険組合その他の公共的団体の監督等で統一的な処理を必要とする事務に關すること。

三 国と市町村との間の連絡、市町村の組織及び運営の合理化に關する助言、勧告及び指導、市町村相互間における事務処理の緊密な関係を保持させるためのあつせん、調停及び裁定、市町村の事務の処理に關する一般的基本準の設定、訴訟の裁決等市町村に關する連絡調整の事務に關すること。

四 高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校、研究所、試験場、図書館、博物館、体育館、美術館、物品陳列所、病院及び療養所その他の保健医療施設、授産施設、養老施設その他の社会福祉施設、運動場等の営造物の設置及び管理、文化財の保護及び管理、生活困窮者、身体障害者の保護、罹災者の救護、土地区画整理事業の実施、農林水産業及び中小企業その他の産業の指導及び振興、特産物の保護奨励に關する事務等で市町村が処理することができないか又は不適當であると認められる程度の規模の事務に關すること。

都道府県及び市町村は、その事務を処理するに當つては、相互に統合しないようにしなければならない。

第八条の二第一項中「第二条第十項」を「第二条第十三項」に改める。

第九十二条の次に次の一条を加える。

第九十二条の二 普通地方公共団体の議會の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をし、若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることをできない。

第九十六条第一項第七号及び第九号中「条例で定める」の下に「重要な」を加える。

第一百一条第一項中「当該普通地方公共団体の長は、」の下に「その請求

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を受けた日から都道府県にあつては三十日以内、市町村にあつては二十日以内に、」を加える。

第二百二条第一項中「定例会」を「通常会」に改め、同条第二項を次のように改める。

通常会は、毎年二月又は三月にこれを招集しなければならない。その会期は、都道府県及び第二五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては三十日、市町村にあつては五日乃至十五日を例とする。

第九十九条第一項から第四項までを次のように改める。

都道府県及び人口五万以上の市の議会は、当該普通地方公共団体の事務に通ずる条例の制定改廃、予算等の事項の審査のため、条例で、左に掲げる常任委員会を置くことができる。

- 一 法規委員会
- 二 歳入委員会
- 三 歳出委員会
- 四 決算委員会
- 五 一般議案及び請願委員会

前項の議会は、議会の運営のため特に必要があると認めるときは、同項に掲げるものの外、条例で、議会運営委員会を置くことができる。

常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の規定がある場合を除く外、議員の任期中に在任する。

議員は、それぞれ一箇の常任委員となる。但し、議会運営委員となる者については、同時に二箇の常任委員となることを妨げない。

常任委員会は、議会としての一体的な機能がそなわれることがないように組織され、且つ、運営されなければならない。

第九十九条第五項中「陳情等」を「請願等」に改め、同条第六項中「事件」を「議案」に改める。

第一百十條第二項中「事件」を「議案」その他の特定の事件」に改め、同条第三項本文中「事件」を「議案その他の特定の事件」に、同項ただし書中「事件」を「議案」に改め、同条第四項中「第五項」を「第五項及び第六項」に改める。

第一百十條中「常任委員会及び特別委員会」を「委員会」に改める。

第一百十二條第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定により議案を提出するに当つては、議員の定数の六分の一以上の者の賛成がなければならない。

第一百十二條第二項中「前項」を「第一項」に改める。

第一百十五條の次に次の一項を加える。

普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当つては、議員の定数の六分の一以上の者の発議によらなければならない。

第一百七七條中「自己又は」を「自己若しくは」に改め、「一身上に關する事件」の下に「又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接特別の利害關係のある事件」を加える。

第一百八條第五項を次のように改める。
第一項の規定による決定に不服

がある者は、都道府県にあつては内閣総理大臣、市町村にあつては都道府県知事に訴願し、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から二十一日以内に裁判所に訴すことができる。

第一百八條第六項中「決定は、」を「決定又は前項の規定による裁決は、」に改める。

第一百二十一條中「公安委員会の委員を、公安委員会の委員長」に改める。

第一百二十二條中「提出することができる。」を「提出しなければならない。」に改める。

第一百三十二條中「議会」を「議会又は委員会」に改める。

第一百三十四條第一項中「及び会議規則」を「並びに会議規則及び委員会に関する条例」に改める。

第一百三十五條第一項の次に次の一項を加える。

懲罰の動議を議題とするに當つては、議員の定数の六分の一以上の者の発議によらなければならない。

第一百三十五條第二項中「前項」を「第一項」に改める。

第一百三十八條第五項の次に次の一項を加える。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、普通地方公共団体の長の事務を補助する吏員その他の職員を以てこれと兼ねさせることができる。この場合においては、第六十六條第二項において準用する第六四十一條第二項の規定にかかわらず、助役を以て書記長又は

書記と兼ねさせることを妨げない。

第二編第七章第一節中第三百三十八條の次に次の一條を加える。
第三百三十八條の五 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の権限に屬する事務を分掌させるため、必要な行政機関（駐在機関を含む。以下同じ。）を設けることができる。

前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、法律に特定の定めがあるものを除く外、条例でこれを定める。

第四条第二項の規定は、第一項の行政機関の位置及び所管区域にこれを準用する。

都道府県が第一項の行政機関を設けるに當つては、特に都道府県の行政機能を総合的に發揮し、あわせて市町村の行政との有機的な連けいを保持するため、当該事務の必要度及びその所管区域内の市町村の致、規模その他の事情を考慮し、すべての行政機関を通じて統一的且つ合理的な配置となるように努めなければならない。

第一百四十二條中「又は当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長若しくはその団体の長の委任」を「若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員長若しくは委員若しくはこれらの委任」に、「又はこれに準すべき者」を「若しくはこれらに準すべき者」に改める。

第二百五十五條第二項から第五項までを削る。

第二百五十六條第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改める。

第二百五十八條第一項中「都道府県知事の権限に屬する事務を分掌させるため、都道府県に条例で左の局部を置くものとする。」を「都道府県知事の権限に屬する事務を分掌させるため、条例で、都に十局、道に九部、人口二百五十万以上の府県に八部、人口百万以上二百五十万未満の府県に六部、人口百万未満の府県に四部を置くものとし、その局部の名称及びその分掌する事務を例示すると、概ね次の通りである。」に改める。

第二百五十八條第二項中「局部の名称若しくはその分掌する事務を変更し、又は」を削り、「第九項及び第十項」を「第十二項及び第十三項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

都道府県知事は、前項の規定により第一項の規定による局部の数を超えて局部（室その他これに準ずる組織を含む。以下本条中同じ。）を置こうとするときは、予め内閣総理大臣に協議しなければならない。

第二百五十八條第三項中「前項の規定により」を「都道府県知事は、」に、「事務を変更し、」を「事務を定め、若しくは変更し、」に、「都道府県知事は、」を「都道府県知事は、」に改め、同条第六項中「第九項及び第十項」を「第十二項及び第十三項」に改める。

第七十條第一項中「出納」を、「現金又は物品の出納」に改める。

第七十一條第一項及び第二項中「出納員」を「出納員及び分任出納員」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

分任出納員は、出納員の命を受けてその出納事務の一部を分任する。

第七十一條第四項中「出納員」を「出納員及び分任出納員」に改める。

第七十六條第五項を次のように改める。

前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては内閣総理大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から二十一日以内に、審査の請求をすることができ、

前項の請求があつた場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができ、

第五項の規定による請求に係る審査の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあつた日から六十日以内に、裁判所に出訴することができ、

第七十八條第一項中「不信任の議決を」を「不信任の議案を可決し、又は信任の議案を否決」に改め、

同條第二項中「不信任の議決を」を「不信任の議案を可決し、若しくは信任の議案を否決」に、「不信任の議決があり、」を「不信任の議案を可決し、若しくは信任の議案を否決し、」に改め、同條第三項を次のように改める。

前二項の規定による不信任の議案の可決及び信任の議案の否決については、議員定数の過半数の者の同意がなければならぬ。

第一項の規定による不信任の議案は、当該普通地方公共団体の長の就職の日から一年間は、これを提出することができない。

第八十二條の二中「委員の同意を得て、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員を加える。

第八十條の三「委員の申出があるときは、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員」を加える。

第八十條の八を第八十條の九とし、第八十條の七を第八十條の八とし、第八十條の六中「当該普通地方公共団体の長の同意を得て、」を「当該普通地方公共団体の長と協議して、」に、「区の事務所」を「第二十二條の十九第一項に規定する指定都市の区の事務所」に改め、同條を第八十條の七とし、第八十條の五を第八十條の六とし、第八十條の四第三項及び第四項を次のように改める。

第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならぬ委員会は、左の通りである。

一 農業委員会

二 固定資産評価審査委員会

第一項及び前項に掲げるものの外、執行機関として、法律の定めるところにより、第二十二條の十九第一項に規定する指定都市に人事委員会を置かなければならぬ。

前四項の委員会の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当つては、当該普通地方公共団体の長が第五十八條第一項、第二項、第六項又は第七項の規定により設けるその局部若しくは分課又は部課の組織との間の権衡を失しないようにしなければならない。

第八十條の四に次の一項を加え、同條を第八十條の五とする。

普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に對しその職務に關し請負をし、若しくは当該普通地方公共団体に對しその職務に關し請負を受けた者に對しその職務に關し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができな

い。

第二編第七章第二節第五款中第一百

八十條の三の次に次の一條を加える。

第八十條の四 普通地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関（以下本条中「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員

の定数又はこれらの職員の身分取扱について、委員会又は委員に必要な措置を講ずべきことを勧告することができ、

普通地方公共団体の委員会又は委員は、事務局等の組織、事務局等に属する職員

の定数又はこれらの職員の身分取扱について、当該委員会又は委員の規則その他の規程を定め、又は変更しようとする場合においては、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

第八十一條第二項中「第五十五條第二項の市」を「第二十二條の十九第一項に規定する指定都市」に改める。

第八十二條に次の一項を加える。

委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員会の委員長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

第八十三條第四項中「第八十八條第五項の規定による判決」を「第八十八條第五項の規定による裁決又は判決」に改める。

第八十九條第一項中「第五十五條第二項の市」を「第二十二條の十九第一項に規定する指定都市」に改め、同條第二項中「自己又は」を「自己若しくは」に改め、「一身上に關する事件」の下に「又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接特別の利害關係のある事件」を加える。

第九十三條中「第四十二條」を削る。

第九十六條第三項を次のように改める。

学識経験を有する者の中から選任される監査委員で、特に事業の経営管理又は会計事務に知識又は経験を有し、且つ、地方自治について識見をそなえるものは、これを常勤とすることができ、

第九十七條第一項中「二年」を「四年」に改め、同項に次のただし書を加える。

但し、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第九十七條第二項中「前項」を「前項本文」に改め、同項ただし書を削る。

係が生じたときは、その職を失ふ。

第九十九条第二項中「第九項及び第十項」を「第十二項及び第十三項」に改め、同条第四項中「所轄行政庁又は普通地方公共団体の議会」を内閣総理大臣若しくは都道府県知事又は当該普通地方公共団体の議会若しくは長に、「監査をしなければならぬ」とし、「監査をし、その結果を監査の要求をした者に報告しなければならぬ」と改める。

第九十九条第六項中「貸付金その他財政的援助を与えているもの」の出納その他の事務の執行を「負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの」の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに改め、同項に後段として次のように加える。

当該普通地方公共団体が資本金の一部を出資しているもので政令で定めるもの及び当該普通地方公共団体が借入金金の元金又は利子の支払を保証しているものについて、また、同様とする。

第九十九条第六項の次に次の一項を加える。
監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、又は関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、することができる。

外、監査の結果を都道府県にあつては内閣総理大臣に、市町村にあつては都道府県知事に報告するとともに、それぞれ当該普通地方公共団体に改める。

第九十九条の次に次の一条を加える。
第九十九条の二 監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人身上に關する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接特別の利害關係のある事件については、監査することができない。

第二百一条中「第四百二十二条」を「第四百四十一条第一項」に改める。
第二百三条第一項の次に次の一項を加える。
前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。

第二百三条第二項中「前項」を「第一項」に改める。
第二百四十一条の次に次の一項を加える。
普通地方公共団体は、前項の職員に対し、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、石炭手当又は退職手当を支給することができる。

第二百四十二条中「及び旅費」を「手当及び旅費」に改める。
第二百四十二条の次に次の一条を加える。
第二百四十二条の二 普通地方公共団体

は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基く条例に基かずには、これを第二百三条第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。
第二百五五条中「前条第一項」を「第二百四十一条」に改める。
第二百六条第一項中「前三条」を「第二百三条、第二百四十一条及び前条」に改め、同条に次の一項を加える。
第二百八条第五項及び第六項の規定は、第二項の決定にこれを準用する。

第二百七条中「その他の関係人」の下に「第九十九条第七項の規定により出頭した関係人」を加える。
第二百十三條の次に次の一條を加える。
第二百十三條の二 普通地方公共団体の長は、財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対し、土地、建物その他の財産の取得若しくは管理について、報告を求め、実地について調査をし、又はその結果に基いて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、土地若しくは建物を取得し、財産若しくは營造物の目的外の使用で当該普通地方公共団体の長が指定するものを許可し、又は財産若しくは營造物の取得若しくは設置の目的を変更しようとするときは、予

め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。
普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その取得又は設置の目的に供することをやめたときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない。
第二百五五條に次の一項を加える。
第二項の決定に不服がある者は、都道府県知事の行方決定については内閣総理大臣、市町村長の行方決定については都道府県知事に訴願し、その裁決に不服がある者は、裁決があつた日から九十日以内に裁判所に訴願することができる。

第二百二十三條第四項を次のように改める。
第二百二十五條第四項の規定は、過料の処分を受けた者がその処分に不服がある場合にこれを準用する。

第二百二十四條第五項中「及び第二項」を削り、同条に次の一項を加える。
第二百二十五條第四項の規定は、第三項の規定による決定で第二項の申立に係るものにこれを準用する。

第二百二十五條第六項から第八項までを次のように改める。
前三項の規定による処分に異議がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に、普通地方公共

団体の長に異議の申立をすることが出来る。
前条第三項乃至第五項の規定は、前項の規定による異議の申立にこれを準用する。
第二百三十四條第一項中「年度開始前に、」を「遅くとも年度開始の十日前までに、」に改め、同項後段を次のように改める。
この場合において、普通地方公共団体の長は、通常会の会期の始めに当該予算を議会に提出するようにならなければならない。
第二百三十六條の次に次の一條を加える。
第二百三十六條の二 歳出予算の費目の中その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め議会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することが出来る。

第二編第九章第四節第二百三十九條の次に次の二條を加える。
第二百三十九條の二 普通地方公共団体の長は、予算の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、予算の執行について権限を有する委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関に対して、収入及び支出の実績若しくは見込について報告を徴し、予算の執行状況を实地について調査し、又はその結果に基いて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者若し

団体の長に異議の申立をすることが出来る。

普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者若し

くは補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付を受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対し、自らその状況を調査し、若しくは報告を徴し、又は監査委員に要求してこれらの監査をさせ、若しくは報告を徴させることができる。

第二百三十九条の三 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、この法律に特別の定があるものを除く外、これがため必要な予算上の措置が適権に講ぜられる見込が得られるまでの間は、これを議事に提出することができない。

普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、これがため必要な予算上の措置が適権に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正することができない。

第二百四十二条第一項前段中「これを」の下に「出納閉鎖後三箇月以内」を加え、同項後段を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の規定により決算を議会の認定に付するに当つては、普通地方公共団体の長は、当該決算に係る会計年度中の各部門における主要な施策の成果その他予算の執行

の実績について報告しなければならぬ。

第二百四十二条第三項中「議会の議決」の下に「及び前項の規定による報告」を加える。

第二百四十三条第一項中「議会の同意を得たときは、」を「条例で定める場合に該当するときは、」に改め、同条第二項中「その重要なもの」を「特に重要なもの」に改める。

第二百四十四条の二に次の二項を加える。

前項の規定は、副出納長又は副収入役、出納員、分任出納員その他法令の規定により出納事務を掌る職員が上司の命を受けて保管する現金又は物品を亡失又はき損した場合においても、また、適用があるものとする。

前二項の場合において、第一項の規定中監査委員の監査又は審査に関する部分は、監査委員を置かない市町村については、これを適用しない。

第二百四十五条の三第二項中「第九項及び第十項を」第十二項及び第十三項に改める。

第二百四十六条の次に次の三条を加える。

第二百四十六条の二 内閣総理大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行が法令の規定に違反し、又は確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分する等著しく事務の適正な執行を欠き、且つ、明らかに公益を害しているものがあると認めるとき

は、当該普通地方公共団体又はその長に対し、その事務の処理又は管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の条例、議会の議決又は法令の規定に基づきその職務に属する事務の管理及び執行を明らかに怠つておると認めるときも、また、同様とする。

内閣総理大臣の前項の規定による措置は、当該事務を担当する主務大臣の請求に基いて行ふものとする。

第二百四十六条の三 内閣総理大臣は、第二百四十五条の三第二項及び前条第一項の規定による権限の行使のため、その他普通地方公共団体の適正な運営を確保するため、都道府県知事をして、市町村についてその特に指定する事項の調査に当らせることができる。自治庁長官が第二百四十六条の規定による権限を行使する場合においても、また、同様とする。

第二百四十六条の四 主務大臣又は都道府県知事は、その担任する事務に関する、普通地方公共団体の事務の管理及び執行の他の機関の管理し及び執行する事務について検査又は監査する権限を有する場合においては、自ら当該検査又は監査を行わないで、当該普通地方公共団体の監査委員をして検査又は監査を行わせることができる。この場合においては、当該普通地方公共団体の監査委員は、主務大臣又は都道府

県知事の指揮監督を受けるものとする。

主務大臣又は都道府県知事は、その担任する事務に関する、その権限に基いて、普通地方公共団体の処理する事務又はその長、委員会その他の機関の管理し及び執行する事務について自ら検査又は監査を行う場合においては、当該普通地方公共団体の監査委員にその旨を通知する等相互の連絡を図るようにならなければならない。

前項の場合においては、当該普通地方公共団体の監査委員は、主務大臣又は都道府県知事の行う検査又は監査に資するため、当該監査について必要な資料を提供し、又はこれに立ち会ひ等当該検査又は監査に協力しなければならぬ。

第二百五十条の次に次の一条を加える。

第二百五十条の二 都道府県及び市町村は、相互に協議の上、都道府県又は市町村が処理している第二十五条第四号に掲げる事務については、その全部又は一部を相互に移譲を受けて自ら処理することができる。但し、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものについては、この限りでない。

前項の協議がととのわないうときは、内閣総理大臣は、当事者の申請に基づき、同項の規定による事務の移譲に関して、あつせんをし、若しくは第二百五十一条の規定による自治紛争調停委員の調停に付し、又は裁定することができる。

内閣総理大臣は、前項の裁定を

しようとするときは、予め当該事件に關係のある事務を担当する主務大臣及び關係当事者の意見を聴かなければならない。

第一項の協議及び前項の意見については、それぞれ都道府県及び市町村の議会の議決を経なければならぬ。

第二編第十章中第二百五十二条の十六の次に次の二条を加える。

第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定があるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務の処理又は当該普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの管理に属する機関の権限に属する事務の管理及び執行のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に對し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

普通地方公共団体の委員会若しくは委員が前項の規定により職員を派遣を求め、又はその求に応じて職員を派遣しようとするときは、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

第一項の規定による求に応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員を身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員を派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員を派遣

をした普通地方公共団体の負担とする。

前項に規定するものの外、第一項の規定に基き派遣された職員的身分取扱に關しては、当該職員が派遣をした普通地方公共団体の職員に關する法令の規定の適用があるものとする。但し、政令で特別の定をすることができ。

第二百五十二条の十八 都道府県は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員（同法同条に規定する公務員とみなされる者を含む。以下本条中「公務員」という。）であつた者又は他の都道府県の退職年金及び退職一時金に關する条例（以下本条中「退職年金条例」という。）の適用を受ける職員（その都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給付負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下本条中「他の都道府県の職員」という。）であつた者が、当該都道府県の退職年金条例の適用を受ける職員（その都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給付負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下本条中「当該都道府県の職員」という。）となつた場合においては、政令の定める基準に従い、当該公務員又は他の都道府県の職員としての在職期間を当該都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入する措置を講じなければならぬ。

都道府県は、当該都道府県の職員であつた者が公務員又は他の都道府県の職員となつた場合、その当該都道府県の規定による恩給の基礎となるべき在職期間又は他の都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入する必要な調整措置を、政令の定める基準に従い、講じなければならない。

第二編中「第十一章 補則」を「第十二章 補則」に改め、第二百五十二条の十八の次に次の一章を加える。

第十一章 大都市に關する特別

例

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関は、左に掲げる事務のうち都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が法律又はこれに基き政令の定めるところにより処理し又は管理し及び執行することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより処理し又は管理し及び執行することができる。

- 一 児童福祉に關する事務
- 二 民生委員に關する事務
- 三 身体障害者の福祉に關する事務
- 四 生活保護に關する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に關する事務

- 六 母子福祉資金の貸付等に關する事務
- 七 伝染病の予防に關する事務
- 八 寄生虫病の予防に關する事務
- 九 食品衛生に關する事務
- 十 墓地、埋葬等の規制に關する事務
- 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に關する事務
- 十二 結核の予防に關する事務
- 十三 都市計画に關する事務
- 十四 土地區画整理事業に關する事務
- 十五 屋外広告物の規制に關する事務
- 十六 建築基準行政の実施に關する事務
- 十七 指定都市の設置する小学校、中学校、高等学校その他の学校において使用する教科書の展示会の開催等に關する事務
- 十八 指定都市の設置する小学校、中学校その他の学校の学校給食に關する企画並びに学校給食のための配給物資の管理及び利用に關する事務

を定めるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に關する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、主務大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは主務大臣の指示その他の命令を受けるとする。

第二百五十二条の二十 指定都市は、市長の権限に屬する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は出張所を設けると認めるときは、その出張所を設けるとする。

区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

第四条第二項の規定は、前項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

この法律又は政令で特別の定をするものを除く外、行政区に關する規定は、第一項の区にこれを準用する。

第二百五十五条の二中「選挙又は決定」を「選挙若しくは決定又は再議決若しくは再選挙」に改め、同条を第二百五十五条の四とし、第二百五十五条の次に次の二条を加える。

第二百五十五条の二 この法律に特別の定があるものを除く外、この法律の規定による普通地方公共団体の機関の処分不服がある者は、都道府県の機関が行つた処分については内閣総理大臣、市町村の機関が行つた処分については都道府県知事に訴願することができる。

第二百五十五条の三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律の規定による訴願の提起又は審査の請求があつた場合において、訴願を提起し若しくは審査の請求をした者から要求があつたとき、又は特に必要があると認めるときは、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争調停委員を任命し、その審理を経た上、訴願を裁決し、又は審査の裁定をするものとする。

第二百五十八条の次に次の一条を加える。

第二百五十八条の二 この法律の規定による審査の裁定は、審査の請求を受けた日から九十日以内にこれをなすものとし、その期間内に審査の裁定がないときは、審査の請求を斥ける旨の裁定があつたものとみなすことができる。

審査の請求があつても、審査に係る手続その他の行為の執行は、これを停止しない。但し、行政庁は、職権により又は関係人の請求により必要と認めるときは、これを停止することができる。

審査の裁定は、文書を以てこれをし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

第二百六十四条第二項中「第六項」を「第九項」に改める。

第二百七十七条中「第八十条の第四第四項」を「第八十条の五第三項」に、「第二百二条の二第三項、第七

項及び第八項を「第二百二条の二第三項乃至第五項」に改める。

第二百八十一条第二項第六号中「及び公共便所」を「、公衆便所及び公衆用ごみ容器」に改める。

第二百八十七条第三項中「及び第四百四十一条第二項」を「第四百四十一条第二項及び第九十六条第二項」に、「第二百七十八条又は第二百八十三条において」を「これらの規定を」に改める。

附則第四条に次の一項を加える。
都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、条例で、必要な地に労働事務所を置くことができる。

附則第七条を次のように改める。
第七條 都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下本条中「退職年金条例」という。）の規定の適用を受ける職員（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与担当法第一条及び第二条に規定する職員を含む。）中政令で定める者（以下本条中「都道府県の職員」という。）であつた者が恩給法第十九条に規定する公務員（同法同条に規定する公務員とみなされる者を含む。以下本条中同じ。）となつた場合において、その者に同法の規定を適用し、又は準用するときは、政令で定めるところにより、都道府県の退職年金条例の規定により退職年金及び退職一時金の基礎となるべき都道府県の職員としての在職年月数は、同法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に換算する。但し、恩給法第二条第一項に規定する普通恩給を受ける権利を有する都道府県の職員が公務員となつた場合においては、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職員としての在職年月数は、この限りでない。

都道府県の職員が引き続き公務員となつた場合について前項の規定を適用するときは、恩給法第二条第一項に規定する一時恩給又は一時扶助料に関する同法の規定の適用又は準用については、これを継続とみなす。

前二項に定めるものの外、恩給の基礎となる在職年の通算に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

別表第一中第一号の三を第一号の五とし、第一号の二の次に次の二号を加える。

一の三 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）の定めるところにより、國の機関が当該都道府県の区域において行つた調査の実施方法について意見を述べること。

一の四 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の定めるところにより、主務大臣が毎年度作成する離島振興計画の実施のために必要な事業計画に基く事業を実施すること。（離島振興対策実施地域に指定された離島を管轄する都道府県に限る。）

別表第一第五号中「ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、これに必要な器具、薬品その他の物件を設備し、」を「市町村に対し、市町村が行うねずみ族、こん虫等の駆除に關し計画

の樹立、実地の指導その他必要な措置を講じ、」に改める。
別表第一第七号を次のように改める。
七 かい予防法（昭和二十八年法律第二十四号）の定めるところにより、物件の廃棄による損失の補償等に関する事務を行うこと。
別表第一第七号の次に次の一号を加える。
七の二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の定めるところにより、市町村が支弁した予防接種のための費用の一部を支出すること。
別表第一第九号の次に次の一号を加える。
九の二 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の定めるところにより、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を、一定の計画に従つて収集し、処分し、特別清掃地域において業務上その他の事由により多量の汚物を生ずる土地若しくは建物の占有者又は工場、事業場等で清掃作業を困難にし、若しくは清掃施設を損壊おそれがある汚物を生ずるもの経営者に対し、当該汚物の処理方法を命令し、並びに特別清掃地域内及び季節的清掃地域内の必要と認めるところに、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを維持管理し、並びに汚物取扱業の許可に關する事務を行い、及び大掃除の実施計画を定めること。（都が特別区のみ存する区域において処理する場合に限る。）
別表第二十号中「負担すること。」を「負担し、並びに有償医療の給付若しくは補装具の交付等を受け、児童福祉施設に入所し、若しくは里親に委託された児童等又はその扶養義務者に負担能力のないときに当該費用を負担すること。」に改める。
別表第二十二号を次のように改める。
二十二 急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第三十五号）の定めるところにより、農業振興計画に基く農業振興事業を実施すること。（急傾斜地帯の指定に係る都道府県に限る。）
二十二の二 渾田単作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第三十五号）の定めるところにより、農業改良計画に基く事業を実施すること。（渾田単作地域の指定に係る都道府県に限る。）
二十二の三 海岸砂地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）の定めるところにより、農業振興計画に基く事業を実施すること。（海岸砂地帯の指定に係る都道府県に限る。）
別表第二十四号の次に次の一号を加える。
二十四の二 有畜農家創設特別措置法（昭和二十八年法律第六十号）の定めるところにより、主務大臣の定める有畜農家創設基準に従い有畜農家創設計画を定めること。
別表第二十五号中「瀧の施設」を「瀧検定所」に改める。
別表第一中第二十八号を削り、第二十八号の二を第二十八号とする。
別表第二十九号の次に次の三号を加える。
二十九の二 学校図書館法（昭和二十八年法律第八十五号）の定めるところにより、学校図書館を設置すること。
二十九の三 盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に關する法律（昭和二十九年法律第四十四号）の定めるところにより、その区域内に住所を有する学齡児童生徒の盲学校、ろう学校又は養護学校への就学のため必要な経費のうち教科用圖書の購入費、学校給食費等の全部又は一部を支弁すること。
二十九の四 へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四十三号）の定めるところにより、必要に応じてへき地学校に勤務する教員の養成施設を設置し、並びにへき地学校に勤務する教職員の採用について必要な指導等を行うこと。
別表第三十号中「採用候補者名簿」を「採用志願者名簿」に改める。
別表第三十二号中「指定を受けて」の下に「重要文化財、重要民俗資料及び」を加える。
別表第三十三号中「昭和二十三年法律第三十五号」を削る。
別表第一に次の一号を加える。
三十八 道路交通取締法（昭和二十二年法律第三十号）の定めるところにより、危険防止その

の樹立、実地の指導その他必要な措置を講じ、」に改める。

別表第一第七号を次のように改める。

七 かい予防法（昭和二十八年法律第二十四号）の定めるところにより、物件の廃棄による損失の補償等に関する事務を行うこと。
別表第一第七号の次に次の一号を加える。

七の二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の定めるところにより、市町村が支弁した予防接種のための費用の一部を支出すること。

別表第一第九号の次に次の一号を加える。

九の二 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の定めるところにより、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を、一定の計画に従つて収集し、処分し、特別清掃地域において業務上その他の事由により多量の汚物を生ずる土地若しくは建物の占有者又は工場、事業場等で清掃作業を困難にし、若しくは清掃施設を損壊おそれがある汚物を生ずるもの経営者に対し、当該汚物の処理方法を命令し、並びに特別清掃地域内及び季節的清掃地域内の必要と認めるところに、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを維持管理し、並びに汚物取扱業の許可に關する事務を行い、及び大掃除の実施計画を定めること。（都が特別区のみ存する区域において処理する場合に限る。）

別表第二十号中「負担すること。」を「負担し、並びに有償医療の給付若しくは補装具の交付等を受け、児童福祉施設に入所し、若しくは里親に委託された児童等又はその扶養義務者に負担能力のないときに当該費用を負担すること。」に改める。

別表第二十二号を次のように改める。

二十二 急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第三十五号）の定めるところにより、農業振興計画に基く農業振興事業を実施すること。（急傾斜地帯の指定に係る都道府県に限る。）

二十二の二 渾田単作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第三十五号）の定めるところにより、農業改良計画に基く事業を実施すること。（渾田単作地域の指定に係る都道府県に限る。）

二十二の三 海岸砂地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）の定めるところにより、農業振興計画に基く事業を実施すること。（海岸砂地帯の指定に係る都道府県に限る。）

別表第二十四号の次に次の一号を加える。

別表第二十五号中「瀧の施設」を「瀧検定所」に改める。

別表第一中第二十八号を削り、第二十八号の二を第二十八号とする。

別表第二十九号の次に次の三号を加える。

二十九の二 学校図書館法（昭和二十八年法律第八十五号）の定めるところにより、学校図書館を設置すること。

二十九の三 盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に關する法律（昭和二十九年法律第四十四号）の定めるところにより、その区域内に住所を有する学齡児童生徒の盲学校、ろう学校又は養護学校への就学のため必要な経費のうち教科用圖書の購入費、学校給食費等の全部又は一部を支弁すること。

二十九の四 へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四十三号）の定めるところにより、必要に応じてへき地学校に勤務する教員の養成施設を設置し、並びにへき地学校に勤務する教職員の採用について必要な指導等を行うこと。

別表第三十号中「採用候補者名簿」を「採用志願者名簿」に改める。

別表第三十二号中「指定を受けて」の下に「重要文化財、重要民俗資料及び」を加える。

別表第三十三号中「昭和二十三年法律第三十五号」を削る。

別表第一に次の一号を加える。

三十八 道路交通取締法（昭和二十二年法律第三十号）の定めるところにより、危険防止その

の樹立、実地の指導その他必要な措置を講じ、」に改める。

他の交通の安全のため、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車若しくは軌道車の最高制限速度を定める等道路交通の規制を行うこと。

別表第二第一号(二)を削り、(一)(二)を(二)とする。
別表第二第一号(三)を次のように改める。

(三) 削除
別表第二第一号(五)中「第一百五十五條第二項の市を」第二百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。
別表第二第二号(二)の次に次のように加える。

(二)の三 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村職員共済組合に対し、その組合員である市町村職員の異動、給与等に関し報告をする等市町村職員共済組合の業務の執行に必要な事務を行うこと。

(二)の四 離島振興法の定めるところにより、主務大臣が毎年度作成する離島振興計画の実施のために必要な事業計画に基く事業を実施すること。(離島振興対策実施地域に指定された離島を管轄する市町村に限る。)

別表第二第二号(七)を次のように改める。
(七) 伝染病予防法及びこれに基く政令の定めるところにより、清潔方法及び消毒方法を施行し、予防上必要な医師その他の人員を雇い入れ、及び予防上必要な器具、薬品その他の物件を設備

し、ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、及びこれに必要な器具、薬品その他の物件を設備し、伝染病院、隔離病舎、隔離所又は消毒所を設置し、家用水の停止期間中家用水を供給し、並びに伝染病が流行し、又は流行のおそれがあるときは、予防委員を設置し、臨時にねずみ族、こん虫等の駆除を行い、及びこれに關する施設をすること。

別表第二第二号(八)を次のように改める。
(八) 削除
別表第二第二号(十)の二を次のように改める。

(十)の二 清掃法の定めるところにより、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を、一定の計画に従つて収集し、処分し、特別清掃地域において業務上その他の事由により多量の汚物を生ずる土地若しくは建物の占有者又は工場、事業場等で清掃作業を困難にし、若しくは清掃施設を損傷おそれがある汚物を生ずるもの経営者に対し、当該汚物の処理方法を命令し、並びに特別清掃地域内及び季節的清掃地域内の必要と認めるところに、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを維持管理し、並びに汚物取扱業の許可に關する事務を行い、及び大掃除の実施計画を定めること。

別表第二第二号(十二)を削り、(十一)の二を(十二)とする。
別表第二第二号(十五)中「児童福祉施設に入所し、若しくは里親に委託された」を「児童福祉施設に入所した」に改める。
別表第二第二号(十八)を次のように改める。
(十八) 削除
別表第二第二号(二十)を次のように改める。
(二十) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基く事業を実施すること。(急傾斜地帯に指定された区域を含む市町村に限る。)

(二十)の二 湿地単作地域農業改良促進法の定めるところにより、農業改良計画に基く事業を実施すること。(湿地単作地区に指定された区域を含む市町村に限る。)

(二十)の三 海岸砂地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基く事業を実施すること。(海岸砂地帯に指定された区域を含む市町村に限る。)

別表第二第二号(二十一)中「農業委員會議法」を「農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)」に改める。
別表第二第二号(二十四)中「森林火災国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「政府の委任を受けて」を削る。
別表第二第二号(二十五)を削る。

別表第二第二号(二十五)の二中「鉱害復旧事業団の請求によりその徴収金の滞納処分を行い、」を削り、同号

(二十五)の二を同号(二十五)とする。
別表第二第二号(二十七)の次に次のように加える。
(二十七)の二 学校図書館法の定めるところにより、学校図書館を設置すること。

(二十七)の三 へき地教育振興法の定めるところにより、へき地における教育の内容を充実するため必要な措置を講じ、へき地学校に勤務する教職員のための福利厚生に必要な措置を講じ、並びに体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するため施設をへき地学校に設けること。

別表第二第二号(二十九)の二中「指定を受けて」の下に「重要文化財、重要民俗資料及び」を加え、同号中(二十九)の二を(二十九)の三とし、(二十九)の次に次のように加える。
(二十九)の二 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)の定めるところにより、青年学級を開設すること。
別表第三第一号(一)中「(大正十二年法律第四十八号)」を削る。
別表第三第一号(三)の二中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定第十八條第三項及び第五項に規定する請求の受理、当該請求に係る被害の調査並びに同条第三項の補償金の支払に關する事務並びに」を削り、「駐留軍労働者」を「駐留軍等労働者」に改める。
別表第三第一号(三)の三中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障

条約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四百十号)の下に「及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十九年法律第四百八十八号)」を加える。
別表第三第一号(三)の次に次のように加える。
(三)の四 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律の定めるところにより、漁船の操業の制限又は禁止により損失を受けた者から提出する損失補償申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付すること。
(三)の五 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)の定めるところにより、損失補償の申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付すること。
(三)の六 公職選挙法及びこれに基く政令の定めるところにより、国庫に帰属した寄附物件を保管者から収納し、領収証書を当該保管者に交付すること。
別表第三第一号(四)中「地方財政平

衡交付金法」を「地方交付税法」に改める。

別表第三第一号中五の三を削り、五の二の次に次のように加える。

五の三 市町村職員共済組合及びこれに基く政令の定めるところにより、自治庁長官の委任を受けて、市町村職員共済組合に対して、業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又は職員をして

實地について業務の状況若しくは書類帳簿等を検査させ、並びに組合の保費給付に係る療養を行つた医療機関から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして当該医療機関の病院等に立ち入り、診療簿等を検査させる等の措置を講ずること。

五の四 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、自衛官の募集に關する事務の一部を行い、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合に自衛隊の部隊等の出動を要請し、天災地変その他の災害に際して人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請し、自衛隊の防衛出動が命ぜられた場合に防衛庁長官等の要請に基き、病院、診療所等の施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、若しくは物資を取用し、又は医療、土木建築工事若しくは輸送を業とする者に對し防衛庁長官等の指定した業

務に従事することを命じ、及び自衛隊の行方調練のため水面を使用する必要がある場合に漁船の操業の制限又は禁止により損失を受けた者から提出する損失補償申請書を受け、意見書を添えて、これを主務大臣に送付する等の事務を行うこと。

五の五 国土調査法の定めるところにより、市町村又は土地改良区等が作成する土地分類調査、水調査又は地籍調査の計画及び作業規程を審査してこれらの調査を国土調査として指定し、その成果を認証し、並びに国土調査の成果の写を保管し、及び一般の閲覧に供する等の事務を行うこと。

五の六 離島振興法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の指定があつた場合において、当該地域について離島振興計画を作成して主務大臣に報告し、及び主務大臣が毎年度離島振興計画の実施のために必要な事業計画を作成するとき意見を述べること。

別表第三第一号八の二の次に次のように加える。
八の三 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて、貸金業の届出を受け、貸金業を行つ者からその業務に關し報告を徴し、又は職員をして貸金業を行つ者の営業

所等に立入調査させる等の措置を講ずること。

八の四 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の定めるところにより、主務大臣の委任を受け、職員をして国に無償で譲渡された連合国財産の引渡を受け、及び主務大臣が譲り受け、又は買入れた連合国財産の管理又は保全を行い、連合国財産の占有者に対してその財産を主務大臣の指定する者に引き渡すことを命じ、主務大臣の譲り受けた連合国財産を返還請求者に引き渡し、並びに連合国財産の保全義務者等から報告若しくは資料を徴し、又は職員をしてその事務

所若しくは倉庫等に立ち入り、その業務若しくは財産の状況を検査させること。

八の五 ドイツ財産管理令(昭和二十五年政令第二百五十二号)の定めるところにより、主務大臣の委任を受け、ドイツ財産を管理し、又は処分し、ドイツ財産を保有する者に対してその財産を主務大臣の指定する者に引き渡すことを命じ、及びドイツ財産の保有者等から報告若しくは資料を徴し、又は職員をして保有者等の事務所若しくは倉庫に立ち入り、その業務若しくは財産の状況を検査させること。

八の六 連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令(昭和二十三年政令第二百九十八号)の定めるところにより、主務大臣の委任を受け、職員をして家屋等の引渡を受けさせ、主務大臣の発する家屋等の除去命令に従わないときにこれを除去させ、及び家屋等について報告若しくは資料を徴し、又は職員をして必要な場所に入り、家屋等の状況等を検査させること。

別表第三第一号九中「国立公園法」の下に「及びこれに基く政令」を加える。

別表第三第一号十中「優生保護法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「受胎調節の实地指導を行うことができる者を指定し、」を「受胎調節の实地指導を行うことができる者の指定に關する事務を行い、」に改める。

別表第三第一号十二中「又はその」を「若しくは覚せい剤、麻薬若しくはあへんの慢性中毒者又はそれら」に改める。

別表第三第一号十三中「榮養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の下に「及びこれに基く政令」を加え、「榮養士の免許を「榮養士の免許等」に改める。

別表第三第一号十四中「伝染病予防法の定めるところにより、」を「伝染病予防法及びこれに基く政令の定めるところにより、予防方法を施行する必要があると認める伝染病が発生したときは主務大臣に報告し、」に改める。

別表第三第一号十六を次のように改める。

十六 らい、予防法の定めるところにより、患者等に関する医師の届出を受け、医師を指定して

患者等について診察を行わせ、患者等を国立療養所に入所させ、特定業務への患者の従業を禁止し、及び予防上必要があると認めるときは汚染場所及び汚染物件の消毒若しくは廃棄を命じ、又は職員をして患者若しくはその死体がある場所等に立入検査させ、並びに患者及びその同伴者に対する一時救護等を行うこと。

別表第三第一号十八中「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)を「予防接種法及びこれに基く政令」に改める。

別表第三第一号二十の次に次のように加える。
二十の二 清掃法の定めるところにより、特別清掃地域の除外区域を指定し、し尿浄化を設けようとする者からその旨の届出を受け、並びにし尿浄化をうけ、及びし尿浄化をうけるし尿の処理が不完全であると認める場合にその管理者に對し当該施設の使用禁止、当該施設によるし尿の処理方法を改善し、又は必要な措置をとるべきことを命じ、及び職員をしてし尿浄化をうけ、及びし尿浄化をうける土地又は建物に立ち入り、その施設の維持管理に關し必要な検査をさせる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号二十四中「理容師美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の下に「及びこれに基く政令」を加え、「試験及び免許」を「試験、養成施設及び免許」に改める。

別表第三第一号(二十五)中「試験及び免許」を「試験、免許及び登録」に改める。

別表第三第一号(二十八)中「定めるところにより」の下に「販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の製品につき必要な検査を行い、これに合格したものにその旨の標示をし、」を加え、「違反物品の廃棄を命ずる等の措置を講ずること。」を「違反物品の廃棄を命ずる等の措置を講じ、食品衛生監視員をして営業の施設等について監視又は指導を行わせ、並びに中毒した患者又はその疑のある者について報告を受理し、及びこれを主務大臣に報告すること。」に改める。

別表第三第一号(二十八)の二を削る。

別表第三第一号(二十九)を次のように改める。
(二十九)と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)の定めるところにより、と畜場の設置を許可し、と畜場使用料及びと殺解体料の額を認可し、及び獣畜のと殺又は解体の検査を行い、その結果獣畜が疾病にかかり食用に供することができないと認めるとき等に当該獣畜のと殺又は解体を禁止する等の措置をとり、並びに公衆衛生の見地から必要があると認めるときは、と畜場の設置者等から必要な報告を徴し、又は職員をしてと畜場に立入検査させ、及び当該と畜場の構造設備が基準に合わなくなつたとき等にと畜場の設置の取消等の処分をすること。

別表第三第一号(三十)を次のように改める。
(三十) へい、獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)の定めるところにより、へい獣取扱場又は化製場等の設立の許可に関する事務を行い、及びへい獣処理場の所有者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は職員をしてへい獣処理場等に立入検査させ、並びにへい獣処理場以外の施設又は区域におけるへい獣の処理を許可すること。

別表第三第一号(三十一)中「犬のけい留を命じ、」を「犬のけい留を命じ、けい留されていない犬を殺せ、」に、「並びに犬の移動を制限する等」を「犬の移動を制限し、並びに犬の抑留所を設置して狂犬病予防員にこれを管理させる等」に改める。

別表第三第一号(三十六)中「歯科衛生士」を「歯科衛生師」に改める。

別表第三第一号(三十八)を次のように改める。
(三十八) 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第百四号)及びこれに基く政令の定めるところにより、死体解剖の認定を受けた者につき主務大臣にその認定の取消の申出をし、認定を受けた者の名簿を作成し、並びに監察医をして死因不明の死体を検案させ、又は解剖させ、及び死体の保存を許可する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(三十九)中「公衆衛生上」を「衛生上」に改める。

別表第三第一号(四十一)の三の次に次のように加える。
(四十一)の四 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の定めるところにより、麻薬研究者及び麻薬研究施設の設置者からその管理等に係るあへん又はけいしがらの数量の届出を受理し、並びにけいし栽培者についてその許可の取消処分をすることを必要と認めるときはその旨を主務大臣に具申し、及びけいし栽培者若しくは麻薬研究者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締員若しくは薬事監視員のうちからあらかじめ指定するものをしてけいしの栽培地等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させる等あへん又はけいしがらの取締上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(四十二)の次に次のように加える。
(四十二)の二 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)の定めるところにより、日本赤十字社が行う臨時の寄附金募集について許可すること。

別表第三第一号(四十三)中「その医療費を審査し、」の下に「指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、及び審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関について設備、診療録等を検査させ、」を加える。

別表第三第一号(四十五)中「必要な措置を講じ、」の下に「指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、及び審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関について設備、診療録等を検査させ、」を加える。

の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、及び審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関について診療録等を検査させる等監督上必要な措置を講じ、」を加える。

別表第三第一号(五十)中「児童福祉法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「身体に障害のある児童に対して補装具等の交付等を行い、」を削り、「母子手帳を交付し、」の下に「身体に障害のある児童に対し育成医療の給付を行い、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、及び診療報酬の審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は職員をして指定医療機関について実地に診療録等を検査させる等必要な措置を講じ、身体に障害のある児童に対して補装具等の交付等を行い、」を加え、「里親等に委託し、又は児童福祉施設に入所させる等」を「児童福祉施設に入所させ、又は里親等に委託する等」に、「職員を」を「職員等」に改め、「児童福祉事業を行う施設」の設置の届出に関する事務及び「を削り、」又は委託された児童等に要する費用等の徴収につき「若しくは里親に委託された児童等又は育成医療の給付を受け、若しくは補装具の交付を受けたる児童に要する費用の徴収につき」に改め、「負担能力を認定し、」の下に「及び保付試験に関する事務を行う、」を加える。

別表第三第一号(五十一)中「健康保険法」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)及びこれに基く政令」に、「その他主務大臣の委任を受けて」を「政府の管掌する健康保険に関する」に、「保険給付に関する事務」を「保険給付に関する事務等」に、「並びに」を「その他主務大臣の委任を受けて」に改める。

別表第三第一号(五十一)の次に次のように加える。
(五十一)の二 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第百七号)及びこれに基く政令の定めるところにより、事業所に使用される者が受ける賃金で通貨以外のもので支払われるものの価額を決定し、その他主務大臣の委任を受けて、日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付に関する事務、保険給付に関する事務等を行うこと。

別表第三第一号(五十四)を次のように改める。
(五十四) 厚生年金保険法(昭和十九年法律第百十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、被保険者の資格、標準報酬等に関する事務を行い、被保険者の資格等に関する決定に必要がある場合に適用事業所の事業主に対して文書その他の物件を提出させ、又は職員をして立入検査させ、その他主務大臣の委任を受けて保険給付に関する事務等を行うこと。

別表第三第一号(五十五)中「船員保険法」を「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)及びこれに基く政令」に改め、「金銭以外の報酬の価格を

に改め、「金銭以外の報酬の価格を

決定し、「の下に」標準報酬を定め、被保険者の資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の変更を「確認し」を加え、「保険給付に関する事務」を「保険給付に関する事務等」に改め

る。
別表第三第一号(五十五)の二中「障害年金」の下に「障害一時金」を加える。

別表第三第一号(五十五)の二の次に次のように加える。

五十五の三 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)及びこれに基く政令

の定めるところにより、未帰還者に関する留守家族手当、特別手当、葬祭料及び遺骨引取経費等の支給、指定医療機関に対する診療報酬の支払並びに療養費及び障害一時金の支給に関する事務を行い、並びに指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、及び審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、若しくは職員をして指定医療機関について診療録等を検査させ、又は診療報酬の支払を一時差し止めること。

別表第三第一号(五十七)の次に次のように加える。

五十七の二 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)及

びこれに基く政令の定めるところにより、一都道府県の区域をこえない区域を地区とする労働

金庫について、常務に従事する役員又は参事の兼職及び会員による総会の招集を認可し、労働金庫が認可事項を六月以内に実行しない場合においてやむを得ない事由があるときはこれを承認し、並びに会員による不服の申出若しくは検査の請求に基き、又は職権により労働金庫の業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(五十八)中「職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「並びに監督者訓練に関する技術援助に関する事務を行うこと。」を「工場、事業場等の行方監督者の訓練に対して技術援助を行い、並びに職業安定機関以外の者の行方労働者の募集の許可に関する事務を行うこと。」に改める。

別表第三第一号(五十九)中「失業保険法」を「失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)及びこれに基く政令」に改め、「委任を受けて」の下に「市町村その他これに準ずるものに雇用される者を失業保険の被保険者とし、その認定をし、任意包括被保険者の資格の得喪を認可し、及び」を加える。

別表第三第一号(六十二)中「事務を行うこと」の下に「(積雪寒冷単作地帯の指定に係る道府県の知事に限る。)」を加える。

別表第三第一号(六十二)の二中「(昭和二十七年法律第三十五号)」を削り、「事務を行うこと」の下に「(急傾斜地帯の指定に係る都道府県の知事に限る。)」を加える。

傾斜地帯の指定に係る都道府県の知事に限る。)」を加える。

別表第三第一号(六十二)の三中「(昭和二十七年法律第三十五号)」を削り、「事務を行うこと」の下に「(湿田単作地域の指定に係る都道府県の知事に限る。)」を加える。

別表第三第一号(六十二)の四中「(昭和二十八年法律第十二号)」を削り、「提出すること」の下に「(海岸砂地帯の指定に係る都道府県の知事に限る。)」を加える。

別表第三第一号(六十二)の五中「事務を行うこと」の下に「(寒高冷地域の指定に係る都道府県の知事に限る。)」を加える。

別表第三第一号(六十五)の三中「定めること」の下に「(てん菜生産振興臨時措置法第三条第一項の道府県に限る。)」を加える。

別表第三第一号(六十七)中「農業災害補償法」の下に「(昭和二十二年法律第八十五号)」を加える。

別表第三第一号(六十八)中「農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「及びその」を「並びに農業協同組合及び都道府県農業協同組合中央会」に改める。

別表第三第一号(六十九)中「農業委員会法」を「農業委員会等に関する法律」に改め、「承認し」の下に「これを公告し、」を加え、「市町村の境界の変更の場合の農業委員会の特例を告示し、」を削り、「その他必要な協力をし、並びに代表者会議を招集

し、その意見を都道府県農業会議に答申すべきことを求め、都道府県農業会議からその業務又は会計の状況に関する報告を徴し、検査を行い、その他監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号(七十一)中「又は数人が共同して行う」を「又は共同の数人若しくは市町村が行う」に改め、「交換分合計画等を認可し」の下に「主務大臣の命を受けて国営土地改良事業の工事の一部を行い、」を加える。

別表第三第一号(七十二)の次に次のように加える。

七十二の二 開拓融資保証法(昭和二十八年法律第九十一号)及びこれに基く政令の定めるところにより、開拓農業協同組合の指定に関する事務を行い、及び都道府県開拓融資保証協会について、仮理事を選任し、業務方法書の記載事項のうち保証に係る借入資金の種類及びその借入期間の最高限度並びに保証契約の締結及び変更に関する事項に係るものの変更について認可し、業務又は財産の状況の報告を徴し、業務又は会計の状況を検査し、法令等の違反に対し、役員解任、業務の停止その他必要な措置をとるべき旨を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(七十三)の次に次のように加える。

七十三の二 酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)の定

めるところにより、酪農振興計画を定め、集約酪農地域の指定を申請する等の事務を行い、酪農振興計画に基き毎年度市町村別の自給飼料増産計画を定め、酪農事業施設の設置及び変更を承認し、生乳等取引契約に関する紛争についてあつせん委員をしてあつせんを行わせ、並びに生乳の生産者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立ち入り、業務の状況を検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(七十六)中「取締を行い、畜系業を営もうとする者」を「取締及び畜系の検査を行い、生乳畜業者若しくは畜系業を営もうとする者」に、「及び畜系業者若しくは」を「並びに畜系業会の決議を取り消し、」を「並びに畜系業を停止し、」を「及び畜系業者又は」に、「これらの者」を「その帳簿等」に改める。

別表第三第一号(七十七)中「家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)」の下に「及びこれに基く政令」を加える。

別表第三第一号(七十九)中「装蹄師の氏名、住所等の届出の經由進達をすること」を「装蹄師の免許の取消又は業務の停止の処分を必要と認めるときは主務大臣にその旨を具申すること。」に改める。

別表第三第一号(八十八)中「競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「報告すること」を「報告する等の事務を行うこと。」に改める。

別表第三第一号(八十一)の次に次のように加える。

(八十一)の二 食糧緊急措置令(昭和二十一年勅令第八十六号)の定めるところにより、主要食糧の取用に関する事務を行うこと。

別表第三第一号(八十五)の次に次のように加える。

(八十五)の二 森林火災国営保険法及びこれに基く政令の定めるところにより、保険証書の交付、保険証書の記載事項の変更の届出の受理、損害の実地調査等に関する事務を行うこと。

別表第三第一号(八十八)の二を削る。

別表第三第一号(九十三)の二の次に次のように加える。

(九十三)の三 商工会議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)の定めるところにより、主務大臣が商工会議所の業務の一部の停止又は設立認可の取消の処分をする場合において意見を述べること。

別表第三第一号(九十四)の次に次のように加える。

(九十四)の二 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号)の定めるところにより、猟銃等の製造又は販売の事業、工場の移転等の許可に関する事務を行うに、並びに猟銃等の製造設備及び保管設備について修理又は改造を命じ、猟銃等製造事業者若しくは猟銃等販売事業者からそ

の業務に関して報告を徴し、又は職員をして事業設備に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号(九十五)中「火災類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)」の下に「及びこれに基く政令」を加える。

別表第三第一号(九十七)を次のように改める。

(九十七) 削除

別表第三第一号(九十七)の三中「電気及びガスに関する臨時措置に関する法律」を「電気に関する臨時措置に関する法律」に、「公益事業者」を「電気事業者」に改める。

別表第三第一号(九十七)の四を(九十七)の五とし、(九十七)の三の次に次のように加える。

(九十七)の四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)及びこれに基く政令の定めるところにより、ガス事業者が測量等のため他人の土地に立ち入ることを許可し、ガス事業者が行う導管の設置又は保守のための植物の伐採等及びこれに伴う損失の補償又は土地の立入に伴う損失の補償について当事者間に協議がととのわないうとき、又は協議することができないときに裁定し、及び主務大臣の委任を受けてガス事業者に対し導管の修理等を命令する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百七)の次に次のように加える。

(百七)の二 公衆電気通信法(昭和

二十八年法律第九十七号)の定めるところにより、日本電信電話公社が公衆電気通信業務の用に供する線路を設置するための他人の土地等の使用を認可し、その土地等の使用について協議をすることができず、又は協議がととのわないうときに裁定し、及び線路に関する工事の施行のための他人の土地等の一時使用、線路に障害を及ぼす場合等における植物の伐採又は移植の許可を行い、並びに土地の立入、伐採等による損失の補償について当事者間に協議をすることができず、又は協議がととのわないうときに裁定し、日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社が必要があるときに保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消す等の事務を行うこと。

別表第三第一号(九十九)から(百)の二までを次のように改める。

(九十九) 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)及びこれに基く政令の定めるところにより、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する信用保証協会について、仮理事を選任し、業務方法書の変更を認可し、事業報告書を受け、及び必要があるとき認めるときは、信用保証協会に対し報告をさせ、又は職員をして事務所に入立検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

(百) 中小企業安定法(昭和二十七年法律第二百九十四号)及びこれに基く政令の定めるところにより、指定業種に属する事業を営む者等から必要な報告を徴し、又は職員をしてその事業所等に立入検査をさせる等監督上必要な措置を講じ、及び調整規程又は総合調整計画の実施に關し主務大臣に意見を述べること。

(百一) 削除

別表第三第一号(百二)を次のように改める。

(百二) 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて、自動車運送事業について、事業計画の変更の認可、事業用自動車の貸渡及び事業の休止の許可等の事務を行い、自動車運送事業について、工事施行の認可申請期間等の伸長、工事方法の変更等の認可、事業の休止の許可等の事務を行い、有償で家用自動車運送の用に供したとき等において家用自動車の使用を制限し、又は禁止し、及び主務大臣又は陸運局長が自動車運送事業用自動車又は家用自動車の使用を禁止した場合に自動車登録番号を領置し、並びに一般自動車道に関する測量等のための自動車運送事業者の他人の土地への立入又は他人の土地の一時使用の許可に関する事務等を行うこと。

別表第三第一号(百七)中「立入等を許可し」の下に「事業の用に供するための土地等の取得に關する関係当事者間の合意が成立するに至らなかつた場合のあつせんに關する事務を行い、及び」を加え、「関係人に対する通知等」に關する事務を行うこと。

別表第三第一号(百八)中「立入等を許可し」の下に「事業の用に供するための土地等の取得に關する関係当事者間の合意が成立するに至らなかつた場合のあつせんに關する事務を行い、及び」を加え、「関係人に対する通知等」に關する事務を行うこと。

別表第三第一号(百七)中「軌道法(大正十年法律第七十六号)」の定めるところにより、軌道経営者の運輸の開始を認可し、及び「軌道法(大正十年法律第七十六号)及びこれに基く政令の定めるところにより、軌道における工事の工事方法の変更、使用期間が六月をこえない仮線の敷設の工事、軌道経営者の運輸の開始、運転速度及び度数の決定等を認可し、並びに」に改める。

別表第三第一号(百八)中「立入等を許可し」の下に「事業の用に供するための土地等の取得に關する関係当事者間の合意が成立するに至らなかつた場合のあつせんに關する事務を行い、及び」を加え、「関係人に対する通知等」に關する事務を行うこと。

別表第三第一号(百八)中「立入等を許可し」の下に「事業の用に供するための土地等の取得に關する関係当事者間の合意が成立するに至らなかつた場合のあつせんに關する事務を行い、及び」を加え、「関係人に対する通知等」に關する事務を行うこと。

別表第三第一号(百八)中「立入等を許可し」の下に「事業の用に供するための土地等の取得に關する関係当事者間の合意が成立するに至らなかつた場合のあつせんに關する事務を行い、及び」を加え、「関係人に対する通知等」に關する事務を行うこと。

別表第三第一号(百八)中「立入等を許可し」の下に「事業の用に供するための土地等の取得に關する関係当事者間の合意が成立するに至らなかつた場合のあつせんに關する事務を行い、及び」を加え、「関係人に対する通知等」に關する事務を行うこと。

別表第三第一号(百八)中「立入等を許可し」の下に「事業の用に供するための土地等の取得に關する関係当事者間の合意が成立するに至らなかつた場合のあつせんに關する事務を行い、及び」を加え、「関係人に対する通知等」に關する事務を行うこと。

別表第三第一号(百八)中「立入等を許可し」の下に「事業の用に供するための土地等の取得に關する関係当事者間の合意が成立するに至らなかつた場合のあつせんに關する事務を行い、及び」を加え、「関係人に対する通知等」に關する事務を行うこと。

別表第三第一号(百八)中「立入等を許可し」の下に「事業の用に供するための土地等の取得に關する関係当事者間の合意が成立するに至らなかつた場合のあつせんに關する事務を行い、及び」を加え、「関係人に対する通知等」に關する事務を行うこと。

別表第三第一号(百十二)の次に次のように加える。

(百十二)の二 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)の定めるところにより、水害予防組合又は水害予防組合連合の規約の設定又は改正の許可、水害予防組合又は水害予防組合連合の廢置分合等に関する事務を行い、及び水害予防組合又は水害予防組合連合の管理者を指定し、その組合会の違法な議決等

別表第三第一号(百十二)の次に次のように加える。

別表第三第一号(百十二)の次に次のように加える。

別表第三第一号(百十二)の次に次のように加える。

別表第三第一号(百十二)の次に次のように加える。

別表第三第一号(百十二)の次に次のように加える。

別表第三第一号(百十二)の次に次のように加える。

を取り消し、又はその組合会の
停会を命ずる等監督上必要な措
置を講ずること。

別表第三第一号(百十五)中「第百五
十五條第二項の市」を「第百五十二
條の第十九項の指定都市」に改め
る。

別表第三第一号(百十六)及び(百十七)
を次のように改める。

(百十六) 都市計画法(大正八年法
律第三十六号)及びこれに基く
政令の定めるところにより、主
務大臣の指定により都市計画法
を執行し、及び特許を受けた
者が行ふ都市計画法の設計を
認可する等の事務を行ふこと。

(百十七) 土地区画整理法(昭和二
十九年法律第九十九号)の定め
るところにより、主務大臣の命
を受けて自ら土地区画整理事業
を施行し、土地区画整理組合の
設立及び定款の変更、市町村又
は市町村長の施行する土地区画
整理事業の事業計画、個人施行
者等の施行する土地区画整理事
業の換地計画等を認可し、土地
区画整理事業の施行地区内の建
築行為等を許可し、個人施行者
等に対し、その施行する土地区
画整理事業に関して報告若しく
は資料の提出を求め、又は必要
な勧告等をし、監督上必要があ
る場合に個人施行者及び土地区
画整理組合の事業又は会計を檢
査して個人施行者及び土地区画
整理組合のした処分を取り消す
等の必要な措置を講じ、並びに
土地区画整理組合等の行った処

分に対する派顧を裁決する等の
事務を行ふこと。

別表第三第一号(百二十二)の二
中「建設大臣」を「防衛住宅の建設の状
況等について主務大臣」に改め、「事
務を行ふこと」の下に「(北海道知事
に限る。)」を加える。

別表第三第一号(百二十三)を次のよ
うに改める。

(百二十三) 建設機械抵当法(昭和
二十九年法律第九十七号)及び
これに基く政令の定めるところ
により、主務大臣の委任を受け
て、都道府県知事の登録を受け
た建設業者の申請に係る建設機
械に対する記号の打刻又は檢認
に關する事務を行ふこと。

別表第三第一号(百二十四)中「私立
学校法(昭和二十四年法律第二百七
十号)」を「学校教育法及び私立学校
法(昭和二十四年法律第二百七十
号)」に改め、「私立大学以外の私立
学校の教用図書等の檢定を行ふ(但
し、当分の間、主務大臣が行ふ。)」
を削る。
別表第三第一号(百二十四)の次に次
のように加える。
(百二十四)の二 学校教育法及びこ
れに基く政令の定めるところに
より、私立の学校(大学を除く。
以下)について学期を定め、及び
私立の学校(大学を除く。)が廢
止されたとき必要な書類を保存
すること。
別表第三第一号(百二十五)の次に次
のように加える。
(百二十五)の二 義務教育諸学校に
おける教育の政治的中立の確保

に關する臨時措置法(昭和二十
九年法律第五十七号)の定め
るところにより、私立の義務教
育諸学校に勤務する教育職員が
児童等に対して特定の政党を支
持させる等の教育を行ふことの
教唆及びせん動の禁止規定に違
反する場合の処罰の請求をする
こと。
別表第三第一号(百二十六)の次に次
のように加える。
(百二十六)の二 高等学校の定時制
教育及び通信教育振興法(昭和
二十八年法律第二百三十八号)
及びこれに基く政令の定めると
ころにより、私立の高等学校に
係る補助金交付申請書等を審査
し、必要な資料及び意見を附し
て主務大臣に送付する等國が学
校法人に対して交付する補助金
の交付、返還等に關する事務を
行ふこと。

別表第三第一号(百二十七)中「新た
に入学する児童に対する教用図書
の給与に關する法律(昭和二十七年
法律第三十二号)」の下に「及びこれ
に基く政令」を加える。
別表第三第一号(百二十七)の次に次
のように加える。
(百二十八) 学校給食法(昭和二十
九年法律第六十号)及びこれ
に基く政令の定めるところによ
り、國が私立の小学校等の設置
者に対して交付する学校給食の
開設に必要な施設又は設備の補
助金の交付及びその返還に關す
る事務を行ふ、並びに私立の小
学校等の学校給食についてその

実施の状況を調査し、又は必要
な報告を求めらるること。
別表第三第二号(一)中「都道府県
のすべての学校の教用図書の檢定を
行ふ(但し、当分の間、主務大臣が
行ふ。)」を削る。
別表第三第二号(二)中「学校教育法」
の下に「及びこれに基く政令」を加
え、「変更等」に、「設立の認可」を
「設立の認可等」に改める。
別表第三第二号(三)を次のように改
める。
(三) 教育公務員特例法の定めると
ころにより、市町村立学校の教
育公務員並びに市町村教育委員
会の教育長及び専門的教育職員
の採用志願者名簿を作成するこ
と。
別表第三第二号(四)中「並びに教育
長及び指導主事を削る。
別表第三第二号(四)の次に次のよう
に加える。
(四)の二 義務教育諸学校における
教育の政治的中立の確保に關す
る臨時措置法の定めるところに
より、都道府県立(都にあつて
は、特別区立を含む)の義務教
育諸学校に勤務する教育職員が
児童等に対して特定の政党を支
持させる等の教育を行ふことの
教唆及びせん動の禁止規定に違
反する場合の処罰の請求をする
こと。
別表第三第二号(五)の次に次のよう
に加える。
(五)の二 義務教育費国庫負担法
(昭和二十七年法律第三十三号)
及びこれに基く政令の定めると

ころにより、市町村の教育委員
会から送付された教材費国庫負
担金の額の算定に用いる資料を
調査し、意見を附してこれを主
務大臣に送付すること。
別表第三第二号(六)の次に次のよう
に加える。
(六)の二 公立学校施設費国庫負担
法(昭和二十八年法律第二百四
十七号)及びこれに基く政令の
定めるところにより、國が市町
村に対して交付する公立学校施
設の災害復旧事業費の負担金の
算定、交付、還付及び公立学校
施設の災害復旧事業等の成功
認定に關する事務を行ふ、並び
に公立学校施設の災害復旧事業
等について実地検査を行ひ、報
告を求め、又は必要な指示を
する等市町村の公立学校施設の災
害復旧事業等の監督に關する事
務を行ふこと。
別表第三第二号(六)の次に次のよう
に加える。
(六)の二 高等学校の定時制教育及
び通信教育振興法及びこれに基
く政令の定めるところにより、
市町村立の高等学校に係る補助
金交付申請書等を審査し、必要
な資料及び意見を附して主務大
臣に送付する等國が市町村に対
して交付する補助金の交付、返
還等に關する事務を行ふこと。
(六)の三 理科教育振興法(昭和二
十八年法律第八十六号)及び
これに基く政令の定めるところ
により、市町村に係る補助金交
付申請書等を審査し、必要な資
料及び意見を附して主務大臣に
送付する等國が市町村に対して

ころにより、市町村の教育委員
会から送付された教材費国庫負
担金の額の算定に用いる資料を
調査し、意見を附してこれを主
務大臣に送付すること。
別表第三第二号(六)の次に次のよう
に加える。
(六)の二 公立学校施設費国庫負担
法(昭和二十八年法律第二百四
十七号)及びこれに基く政令の
定めるところにより、國が市町
村に対して交付する公立学校施
設の災害復旧事業費の負担金の
算定、交付、還付及び公立学校
施設の災害復旧事業等の成功
認定に關する事務を行ふ、並び
に公立学校施設の災害復旧事業
等について実地検査を行ひ、報
告を求め、又は必要な指示を
する等市町村の公立学校施設の災
害復旧事業等の監督に關する事
務を行ふこと。
別表第三第二号(六)の次に次のよう
に加える。
(六)の二 高等学校の定時制教育及
び通信教育振興法及びこれに基
く政令の定めるところにより、
市町村立の高等学校に係る補助
金交付申請書等を審査し、必要
な資料及び意見を附して主務大
臣に送付する等國が市町村に対
して交付する補助金の交付、返
還等に關する事務を行ふこと。
(六)の三 理科教育振興法(昭和二
十八年法律第八十六号)及び
これに基く政令の定めるところ
により、市町村に係る補助金交
付申請書等を審査し、必要な資
料及び意見を附して主務大臣に
送付する等國が市町村に対して

交付する補助金の交付、返還等
に關する事務を行うこと。

六の四 学校図書館法及びこれに
基く政令の定めるところによ
り、市町村に係る負担金交付申
請書等を審査し、必要な資料及
び意見を附して主務大臣に送付
する等が市町村に対して交付す
る負担金の交付、返還等に關
する事務を行うこと。

六の五 へき地教育振興法及びこ
れに基く政令の定めるところに
より、市町村に係る補助金交付
申請書等を審査し、必要な意見
を附して主務大臣に送付する等
が市町村に対して交付する補
助金の交付、返還等に關する事
務を行うこと。

七の二 青年学級振興法の定め
るところにより、青年学級の開
設、廃止又は終了の報告に關し
必要な事項について教育委員会
規則を制定し、及び主務大臣に
対し、その求めに応じて、青年
学級の開設、廃止又は終了に關
し報告する等の事務を行うこ
と。

別表第三第二号(十一)中「重要文化
財」の下に「及び重要民俗資料」を加
える。
別表第三第二号(十三)中「新たに入
学する児童に対する教科用圖書の給
与に關する法律」の下に「及びこれに
基く政令」を加える。
別表第三第二号(十三)の次に次のよ
うに加える。
(十三)の二 学校給食法及びこれに

基く政令の定めるところにより、
国が市町村に対して交付する学
校給食の開設に必要な施設又は
設備の補助金の交付及びその返
還に關する事務を行い、並びに公
立の小学校等の学校給食につい
てその実施の状況を調査し、又
は必要な報告を求めるところ。
別表第三第四号(二)中「定をし、」の
下に「警察官たる司法警察員につ
いての指定をし、」を加える。
別表第三第四号(六)中「昭和二十二
年法律第百三十号」及び「危険防止
その他の交通の安全のため、道路の
通行を禁止し、若しくは制限し、又
は自動車若しくは軌道車の最高制限
速度を定める等道路交通の規制を行
い、並びに」を削る。
別表第四第一号(三)を次のように改
める。
(三) 削除
別表第四第一号(五)中「治療を受け、
又は入院すべきこと」を「治療を受け
るべきこと」に改める。
別表第四第一号(六)の次に次のよう
に加える。
六の二 清掃法の定めるところに
より、し尿浄化せうを設けよう
とする者からその旨の届出を受け
り、並びにし尿浄化せう及び
し尿消化せうによるし尿の処理
が不完全であると認められる場合に
その管理者に対し当該施設の使
用禁止、当該施設によるし尿の
処理方法の改善その他必要な措
置をとるべきことを命じ、及び
職員をしてし尿浄化せう又はし

尿消化せうのある土地又は建物
に立ち入り、その施設の維持管
理に關し必要な検査をさせる等
監督上必要な措置を講ずること。
(保健所を設置する市の市
長に限る。)

別表第四第一号(十三)中「飲食店營
業等の許可に關する事務を行い、」を
「飲食店營業等の許可に關する事務
(都道府県知事が行うものを除く)
を行い、」に、「措置を講ずること。」
を措置を講じ、並びに食品衛生監
視員をして營業の施設等について監
視又は指導を行わせること。」に改め
る。
別表第四第一号(十三)の次に次のよ
うに加える。
(十三)の二 畜場法の定めるところ
により、獣畜のと殺又は解体
の検査を行い、その結果獣畜が
疾病にかかり食用に供すること
ができないと認められたとき等に当
該獣畜のと殺又は解体を禁止す
る等の措置をとり、並びに公衆衛
生の見地から必要があると認め
るときは、と畜場の設置者等か
ら必要な報告を徴し、又は職員
をしてと畜場に立入検査させ、
及び当該と畜場の構造設備が基
準に合わなくなつたとき等にそ
の設置者等に対し期間を定めて
当該と畜場の施設の使用の制限
又は停止を命ずる等の処分をす
ること。(保健所を設置する市
の市長に限る。)

別表第四第一号(十四)中「職員をし
て、へい獸処理場に」を「へい獸処理場
の所有者又は管理者から必要な報告
を求め、及び職員をしてへい獸処理
場に」に改める。
別表第四第一号(十五)中「犬のけい
留を命じ、」を「犬のけい留を命じ、
けい留されてない犬を殺せ、」
に、「並びに犬の移動を制限する等」
を「犬の移動を制限し、並びに犬の
抑留所を設置して狂犬病予防員に管
理させる等」に改める。
別表第四第一号(十七)中「第百五十
五条第二項の市を、第二百五十二条
の十九第一項の指定都市」に改め
る。
別表第四第一号(十九)中「児童を保
育所に入所させ、及び児童福祉施設
等に入所し、又は委託された児童等
に要する費用等」及び「入所した妊
産婦等に要する費用」に改め、「当該
児童等」を「当該妊産婦等」に改め
る。
別表第四第一号(二十)中「第百五十
五条第二項の市を、第二百五十二条
の十九第一項の指定都市」に改め
る。
別表第四第二号(一)の二を次のよう
に改める。
(一)の二 自衛隊法及びこれに基く
政令の定めるところにより、自
衛官の募集に關する事務の一部
を行うこと。
(一)の三 国土調査法の定めるところ
により、標識又は調査設備の
滅失、破損等を当該標識等を設
置した者に通知し、並びに国土
調査の成果の写を保管し、及び
一般の閲覧に供すること。
別表第四第二号(七)中「外国人登録
法」の下に「及びこれに基く政令」を
加え、「その他外国人の登録に關す

る事務」を「指紋を押させることその
他外国人の登録に關する事務」に改
める。
別表第四第二号(九)を次のように改
める。
(九) 伝染病予防法の定めるところ
により、伝染病に汚染し、又
は汚染した疑のある家の清潔方
法及び消毒方法の施行を指示
し、患者を収容し、患者又は死
体の移動、汚染物件の使用、授
与その他の処分、患者の死体の
二十四時間内の埋葬等を認可
し、並びに清潔方法及び消毒方
法の代執行等を行うこと。
別表第四第二号(十)を次のように改
める。
(十) 削除
別表第四第二号(十二)を次のように
改める。
(十二) 削除
別表第四第二号(十四)の次に次のよ
うに加える。
(十四)の二 清掃法の定めるところ
により、季節的清掃地域を指定
すること。
別表第四第二号(二十四)中「及び児
童を保育所に入所させること。」を
「並びに児童を保育所に入所させ、
及び入所した児童に要する費用の徴
収につき当該児童又はその扶養義務
者の負担能力を認定すること。」に改
める。
別表第四第二号(二十五)を削り、
(二十四)の二を(二十五)とし、(二十四)の
次に次のように加える。
(二十四)の二 児童福祉法の定める
ところにより、妊産婦等を助産

施設又は母子寮に入所させ、及び入所した妊産婦等に要する費用の徴収につき当該妊産婦等又はその扶養義務者の負担能力を認定すること。(福祉事務所を管理する町村長に限る。)

二十四の三 日雇労働者健康保険法及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣が指定する市町村に居住する被保険者又は被保険者であつた者に係る日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付及び受給資格証明書の交付に関する事務を行うこと。

別表第四第二号二十九中「農業委員会法」を「農業委員会等に関する法律」に、「選任委員の解任を農業委員会の会長から」を「選任委員を選任し、選任委員の解任をその推薦団体又は議会から」に改める。

別表第四第二号三十四中「家畜伝染病予防法」の下に「及びこれに基く政令を加へ、「受理し、及び」を受

理し、その旨を都道府県知事等に報告し、及び届出をした者から請求があつたとき証明書を交付し、並びに」に改める。

別表第四第二号三十七の二の次に次のように加へる。

三十七の三 信用保証協会法及びこれに基く政令の定めるところにより、一市町村の区域をこえない区域を区域とする信用保証協会について、仮理事を選任し、業務方法書の変更を認可し、事業報告書を受理し、及び必要があると認めるときは、信用保証協会に対し報告をさせ、又は職員をして事務所に入入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第四第二号四十一の次に次のように加へる。

四十一の二 船員法(昭和二十二年法律第百号)及びこれに基く

政令の定めるところにより、航行に関する報告の受理、雇入契約の公認、船員手帳(外国人に係るものを除く)の交付、訂正、書換及び返還並びに年齢十八年未満の者の船員手帳についての認証に関する事務を行うこと。(主務大臣の指定する市町村長に限る。)

別表第四第二号四十二の次に次のように加へる。

四十二の二 公衆電気通信法の定めるところにより、日本電信電話公社の土地等の使用等につき都道府県知事から交付された裁定の申請書の写を公衆の縦覧に供する等の事務を行い、及び日本電信電話公社から受けた線路に関する測量又は実地調査のため他人の土地へ立ち入る旨の通知を公告すること。

別表第四第二号四十八中「都市計画及び都市計画事業の執行に関する

事務を行うこと。」を「都市計画事業を執行すること」に改める。

別表第四第二号四十九を次のように改める。

四十九 土地区画整理法の定めるところにより、主務大臣の命を受けて自ら土地区画整理事業を施行し、土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業の施行地区となるべき区域を公告し、個人施行者等の測量及び調査のための土地の立入等を認可し、個人施行者又は土地区画整理組合に対し、その施行する土地区画整理事業に関して報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な報告等をする等の事務を行うこと。

別表第四第二号五十一から五十三までを削る。

別表第四第三号一中「学校教育法の定めるところにより、」を「学校教育法及びこれに基く政令の定めるところにより、学齢簿の編製、入学期

日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促等その他就学義務に関し必要な事務を行い、並びに」に改める。

別表第四第三号二中「教育長及び指導主事の人物、学力、実務及び身体に関する証明書を発行し、並びに」を削る。

別表第四第三号二の次に次のように加へる。

二の二 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する臨時措置法の定めるところにより、市町村立の義務教育諸学校に勤務する教育職員が児童等に対して特定の政党を支持させ等々の教育を行うことの教唆及びせん動の禁止規定に違反する場合の処罰の請求をすること。

別表第四第三号四中「重要文化財」の下に「及び重要民俗資料を加へ、」

「第百五十五條第二項の市」を「第二百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

別表第五第二号の表所管区域の欄中「第百五十五條第二項の市」を「第二百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

別表第六第一号の表都道府県の部中

伝染病予防法

第六十六條ノ二

第一項の吏員

食品衛生監視員

屠畜検査員

伝染病予防法施行令(昭和二十五年政令第百二十号)の定めるところによる。

食品衛生法第十九條第四項の定めるところによる。

屠場法第四條ノ二第三項の定めるところによる。

家畜保健衛生所	家畜保健衛生所法第三條の規定による家畜の伝染病の予防、家畜の試験及び検査等に関する事務	条例で定める区域による。
家畜保健衛生所	畜産業法第十五條の規定による爾の品位の検定に関する事務	都道府県の定める区域による。
検定所	計量法第八十六條及び第百十五條の規定による計量器の検定及び容量検査に関する事務	都道府県の定める区域による。

家畜保健衛生所法第三條の規定による家畜の伝染病の予防、家畜の試験及び検査等に関する事務	条例で定める区域による。
---	--------------

別表第五第二号の表所管区域の欄中「第百五十五條第二項の市」を「第二百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。	
別表第六第一号の表都道府県の部中	
伝染病予防法第六十六條ノ二第一項の吏員	伝染病予防法施行令(昭和二十五年政令第百二十号)の定めるところによる。
食品衛生監視員	食品衛生法第十九條第四項の定めるところによる。
屠畜検査員	屠場法第四條ノ二第三項の定めるところによる。

<p>伝染病予防法第十六条ノ二第二項の吏員</p> <p>伝染病予防法施行令(昭和二十五年政令第二百十号)第七 条第三項の定めるところによる。</p>	<p>環境衛生指導員</p> <p>清掃法施行令(昭和二十九年政令第百八十三号)第五条の 定めるところによる。</p>	<p>食品衛生監視員</p> <p>食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第 四條の定めるところによる。</p>	<p>と畜検査員</p> <p>と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)第七 条の定めるところによる。</p>	<p>薬事監視員</p> <p>薬事法第五十条第三項の定めるところによる。</p>	<p>薬事監視員</p> <p>薬事法施行令(昭和二十八年政令第二百三十号)第六条の 定めるところによる。</p>	<p>麻薬取締員</p> <p>麻薬取締法第五十四条第三項及び第四項の定めるところに よる。</p>	<p>麻薬取締員</p> <p>麻薬取締法施行令(昭和二十八年政令第五十七号)第二条 の定めるところによる。</p>	<p>民生委員の指導訓練に従 事する吏員</p> <p>民生委員法第十六条第二項の定めるところによる。</p>	<p>民生委員の指導訓練に従 事する吏員</p> <p>民生委員法第十九条第二項の定めるところによる。</p>	<p>母子相談員</p>	<p>母子相談員</p>	<p>農業改良研究員</p> <p>農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格を 定める政令(昭和二十七年政令第百四十八号)の定めると ころによる。</p>	<p>専門技術員</p>	<p>改良普及員</p>	<p>別表第六第一号の表市町村の部中</p>
<p>伝染病予防法第十 六条ノ二第一項の 吏員</p> <p>伝染病予防法施行令第七 条第三項の定めるとこ ろによる。</p>	<p>食品衛生監視員</p> <p>食品衛生法第十九条第四項の定めるところによる。</p>	<p>屠畜検査員</p> <p>屠場法第四条ノ二第三項の定めるところによる。</p>	<p>環境衛生指導員</p> <p>清掃法施行令第五条の定めるところによる。</p>	<p>食品衛生監視員</p> <p>食品衛生法施行令第四条の定めるところによる。</p>	<p>と畜検査員</p> <p>と畜場法施行令第七条の定めるところによる。</p>	<p>別表第六第二号の表都道府県の部中</p>	<p>教育長</p> <p>教育公務員特例法第十六条第三項の定めるところによる。</p>	<p>指導主事</p> <p>教育公務員特例法第十六条第四項の定めるところによる。</p>	<p>校長</p> <p>教育職員免許法第三条第三項の定めるところによる。</p>	<p>校長</p> <p>教育公務員特例法第十三条第三項の定めるところによる。</p>	<p>教諭</p> <p>教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。</p>	<p>養護教諭</p>	<p>別表第六第二号の表市町村の部中</p>		
<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>に改</p>	<p>に改</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>に</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>に改</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>		

<p>教育長 指導主事</p> <p>教育公務員特例法第十六条第三項の定めるところによる。 教育公務員特例法第十六条第四項の定めるところによる。</p>	<p>校長 教諭 養護教諭</p> <p>教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。 教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。 教育公務員特例法第十三条第三項の定めるところによる。 教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。</p>	<p>校長 教諭 養護教諭</p> <p>教育公務員特例法第十三条第三項の定めるところによる。 教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。</p>	<p>別表第七第一号の表中 温泉審議会</p> <p>温泉法第十九条第二項並びに第二十條の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に関する意見の答申に関する事務 温泉法第十九条第二項並びに第二十條の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に関する意見の答申に関する事務</p>	<p>温泉審議会</p> <p>温泉法第十九条第二項並びに第二十條の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に関する意見の答申に関する事務 保健所法(昭和二十二年法律第百一號)第六條第一項の規定による保健所の所管区域内の公衆衛生及び当該保健所の運営に関する事項の審議に関する事務</p>	<p>あん摩、はり、きゆう、柔道整復地方審議会</p> <p>あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十三条第三項の規定によるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験、これらの者の業務に関する都道府県知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務</p>	<p>あん摩、はり、きゆう、柔道整復地方審議会</p> <p>あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十三条第三項の規定によるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験、これらの者の業務に関する都道府県知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務</p>
--	--	--	--	--	--	--

<p>あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員</p> <p>あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第二条第一項の規定によるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験に関する事務</p>	<p>地方社会保険医療審議会</p> <p>社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律(昭和二十五年法律第四十七号)第十三条第二項の規定による保険医及び保険薬剤師並びに医療担当者に対する適切な保険診療の指導に関する事項の審議及び勧告に関する事務</p>	<p>地方社会保険医療協議会</p> <p>社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)第十三条第二項の規定による保険医及び保険薬剤師並びに医療担当者に対する適切な保険診療の指導に関する事項の審議及び勧告に関する事務</p>	<p>補償審査会</p> <p>特別都市計画法第十八条第二項の規定による特別都市計画に関する補償金の決定に関する事務</p>	<p>別表第七第二号の表中 市町村長</p> <table border="1"> <tr> <td>民生委員 推薦会</td> <td>民生委員法第五条第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務</td> </tr> <tr> <td>民生委員 推薦会</td> <td>民生委員法第五条第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務</td> </tr> </table>	民生委員 推薦会	民生委員法第五条第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務	民生委員 推薦会	民生委員法第五条第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務	<p>市町村長</p> <p>民生委員 推薦会</p> <p>民生委員法第五条第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務</p> <p>保健所を設置する市の市長</p> <p>保健所運営協議会</p> <p>保健所法第六条第一項の規定による保健所の所管区域内の公衆衛生及び当該保健所の運営に関する事項の審議に関する事務</p>	<p>主務大臣の指定する市の市長</p> <p>補償審査会</p> <p>特別都市計画法第十八条第二項の規定による特別都市計画に関する補償金の決定に関する事務</p>
民生委員 推薦会	民生委員法第五条第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務									
民生委員 推薦会	民生委員法第五条第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務									

附則

- 1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(法律の廃止)
- 2 五大都市行政監督に関する法律(大正十一年法律第一号)は、廃止する。
- 3 (開会中の議会及び招集告示のさ
れている議会に関する経過措置)
この法律の施行の際現に開会中の地方公共団体の議会又は改正前の地方自治法(以下「旧法」といふ)第百一条第二項の規定により招集の告示がされている議会については、地方公共団体の議会に関する改正後の地方自治法(以下「新法」といふ)の規定にかかわらず、その会期中に限り、なお、従前の例による。
- 4 (議員、委員会の委員又は委員の兼業禁止に関する経過措置)
この法律の施行の際現に地方公共団体の議会の議員、教育委員会の委員、選挙管理委員、人事委員会の委員、公安委員会の委員、地方労働委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水而漁場管理委員会の委員、監査委員、固定資産評価審査委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者については、新法第九十二条の二及び第百八十条の五第七項の規定(これらの規定を適用し、又は準用する場合を含む)にかかわらず、この法律の施行後六月間(この法律の施行の際現に締結されている借負契約でこ

- れらの規定に該当することとなるものの履行がこの法律の施行後六月以上にわたる場合にあつては、当該借負契約が履行されるまでの間)に限り、なお、従前の例による。
- 5 (都道府県の局部等に関する経過措置)
この法律の施行の際現に新法第百五十八条第一項の規定による局部の数をこえて置いている都道府県の局部(室その他これに準ずる組織を含む。以下同じ)をこの法律の施行後も引き続き存置しようとするときは、都道府県知事は、この法律の施行の日から起算して三月以内にその存置について内閣総理大臣に協議しなければならない。
- 6 前項に規定する期間内に同項の協議がととのわなるときは、都道府県知事は、この法律の施行の日から起算して六月以内に当該都道府県の局部の数を減少する措置を講じなければならない。
- 7 (行政機関に関する経過措置)
この法律の施行の際現に普通地方公共団体が設けている新法第百三十八条の五第一項に規定する行政機関で、その設置について法律若しくは条例に基かないもの又はその位置、名称及び所管区域について規則その他の規程で定めているものについては、この法律の施行の日から起算して六月以内に、新法第百三十八条の五の規定に基く措置を講じなければならない。
- 8 この法律の施行の際現に旧法第百五十五条の規定により普通地方

- 公共団体の長が設けている支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域に関する条例は、新法第百三十八条の五第二項の規定に基いて制定されたものとみなす。
- 9 (監査委員の任期等に関する経過措置)
この法律の施行の際現に在職する監査委員の任期は、新法第百九十七条第一項の規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとす。これらの者については、新法第百九十八条の二の規定は、適用しない。
- 10 (契約の方法に関する経過措置)
この法律の施行後新法第二百四十三条第一項ただし書の規定による条例が制定施行されるまでの間は、同条同項に規定する契約の方法については、なお、従前の例による。
- 11 (指定都市への事務引継に伴う経過措置)
この法律の施行の際現に指定都市のある都道府県又は当該都道府県知事若しくは当該都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で、新法第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市の区域内についてもつばら指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関のみが処理し、又は管理し、及び執行することとなるものについては、当該都道府県又は当該都道府県知事若しくは当該都道府県の委員会その他の機関は、政令で特別の定をする

- ものを除くほか、この法律の施行の日から起算して六月以内に指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関に引き継がなければならない。
- 12 前項に規定する事務に従事している都道府県の職員で政令で定める基準によりもつばら指定都市の区域内に係る同項の事務に従事しているものと認められるものは、同項の規定による事務の引継とともに、都道府県において正式任用されていた者にあつては、引き続き指定都市の相当の職員に正式任用され、都道府県において条件附採用期間中であつた者にあつては、引き続き条件附で指定都市の相当の職員となるものとする。この場合において、その者の指定都市における条件附採用の期間には、その者の都道府県における条件附採用の期間を通算するものとする。
- 13 前項の規定により指定都市の職員となる者が受けるべき給料の額が、指定都市の職員となる際その者が従前都道府県において受けていた給料の額に達しないこととなる場合においては、その調整のため、指定都市は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。
- 14 附則第十二項の規定により指定都市の職員となるものは、政令で定めるところにより、その選択によつて、都道府県の退職手当を受け、又は受けないことができる。この場合においては、指定都市は、都道府県の退職手当を受けな

- い者について、その者が都道府県の職員として在職した期間を当該指定都市の職員としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。
- 15 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十条の規定の適用又は準用を受けける者が附則第十二項の規定により指定都市の職員となつた場合においては、その職員が新法第二百五十二条の十九第一項各号に掲げる事務に従事する間に限り、これに恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十条の規定を準用する。この場合においては、同条第三項中「俸給を給する都道府県」とあるのは「俸給を給する地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市」と、「国庫」とあるのは「国庫又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県」と、「歳入徴収官」とあるのは「歳入徴収官又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県の出納長」と読み替へるものとする。
- 16 前項の規定に該当する場合を除くほか、都道府県の職員が附則第十二項の規定により引き続き指定都市の職員となつた場合(その者が引き続き都道府県の職員となり、更に引き続き指定都市の職員となつた場合を含む)における

るその者の退職年金又は退職一時金の支給に關するその者の在職期間については、都道府県及び指定都市は、相互にその者の在職期間を計算する措置を講ずるものとする。

17 前六項に規定するもののほか、新法第二百五十二条の十九第一項に掲げる事務の指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員、会その他の機関への引継に伴う必要な経過措置は、政令で定める。
(争訟に關する経過措置)

18 この法律の施行の際現に旧法の規定により提起されている地方公共団体又はその機関の行為に係る争訟については、なお、従前の例による。
(政令への委任)

19 前各項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律

(伝染病予防法の一部改正)
第一条 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第二十八條の次に次の一条を加える。

ノ権限ニ屬スル事務ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノハ地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条ノ十九第一項ノ指定都市(以下本条中「指定都市」とイフ)ニ在リテハ政令ノ定ムルトコロニ依リ指定都市之ヲ處理シ又ハ指定都市ノ長若ハ吏員之ヲ施行スルモノトス此ノ場合ニ於テ此ノ法律中都道府県又ハ都道府県知事若ハ都道府県吏員ニ關スル規定ハ指定都市又ハ指定都市ノ長若ハ吏員ニ適用アルモノトス

(寄生虫病予防法の一部改正)
第二条 寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
第七條の次に次の一条を加える。

第七條ノ二 本法ニ別段ノ定アルモノノ外本法中都道府県ノ處理スベキ事務又ハ都道府県知事ノ権限ニ屬スル事務ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノハ地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条ノ十九第一項ノ指定都市(以下本条中「指定都市」とイフ)ニ在リテハ政令ノ定ムル所ニ依リ指定都市之ヲ處理シ又ハ指定都市ノ長之ヲ行フモノトス此ノ場合ニ於テハ本法中都道府県又ハ都道府県知事ニ關スル規定ハ指定都市又ハ指定都市ノ長ニ適用アルモノトス

(児童福祉法の一部改正)
第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第五十九條の四を第五十九條の五とし、第五十九條の三の次に次の一条を加える。

第五十九條の四 この法律中都道府県が處理することとされてい
る事務又は都道府県知事その他
の都道府県の機関若しくは職員
の権限に屬するものとされてい
る事務で政令で定めるものは、
地方自治法(昭和二十二年法律
第六十七号)第二百五十二条の
第十九項の指定都市(以下本
条中「指定都市」とイフ)にお
いては、政令の定めるところによ
り、指定都市が處理し、又は指
定都市の長その他の機関若しく
は職員が行うものとする。この
場合においては、この法律中都
道府県又は都道府県知事その他
の都道府県の機関若しくは職員
に關する規定は、指定都市又は
指定都市の長その他の機関若し
くは職員に關する規定として指
定都市又は指定都市の長その他
の機関若しくは職員に適用があ
るものとする。

(食品衛生法の一部改正)
第四条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。
第八章中第二十九條の二の次に次の一条を加える。
第二十九條の三 前条本文に規定するものの外、この法律中都道府県が處理することとされてい

る事務又は都道府県知事の権限に屬するものとされてい
る事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」とイフ)において、政令の定めるところにより、指定都市が處理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に關する規定は、指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正)
第五条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第十九條の次に次の一章を加える。

第三章の二 雜則
第十九條の二 第十八條及び前條(第十條の規定により許可を取り消す場合を除く)中「都道府県知事」とあるのは、保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一条の規定に基き政令で定める市にあっては、「市長」と読み替えるものとする。
第十九條の三 前條に規定するものの外、この法律中都道府県知事の権限に屬するものとされてい
る事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以

下本条中「指定都市」とイフ)において、政令の定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に關する規定は、指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

下本条中「指定都市」とイフ)において、政令の定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に關する規定は、指定都市の長に適用があるものとする。
第二十二條の二を削る。
(教科書の発行に關する臨時措置法の一部改正)
第六条 教科書の発行に關する臨時措置法(昭和二十三年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。
第十六條の次に次の一条を加える。

第十六條の二 この法律中都道府県の教育委員会が處理することとされてい
る事務のうち、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置する小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校において使用する教科書の展示会の開催等に關する事務で政令で定めるものは、政令の定めるところにより、当該指定都市の教育委員会が處理するものとする。
(興行場法の一部改正)
第七條 興行場法(昭和二十三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第七條の次に次の一条を加える。
第七條の二 この法律に別段の規定があるものの外、この法律中都道府県が處理することとされて

いる事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に適用する規定として用があるものとする。

(旅館業法の一部改正)

第八条 旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 この法律に別段の定めがあるものの外、この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に適用する規定として用があるものとする。

指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(公衆浴場法の一部改正)

第九条 公衆浴場法(昭和二十三年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 この法律に別段の定めがあるものの外、この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に適用する規定として用があるものとする。

第十条 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

(教育委員会法の一部改正)

本則中第六十八條の次に次の一条を加える。

第六十八條の二 第五十條の規定に基づき、都道府県委員会のみが行うこととされている事務のうち、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置

する小学校、中学校その他の学校に係る第五十條第五号の事務で政令で定めるものは、指定都市においては、政令で定めるところにより、当該指定都市の教育委員会が行うものとする。

(民生委員法の一部改正)

第十一条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に適用する規定として用があるものとする。

(屋外広告物法の一部改正)

第十二條 屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第八條の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)

第八條の二 この法律中都道府県が処理することとされている事

務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に適用する規定として用があるものとする。

(漁業法の一部改正)

第十三條 漁業法(昭和二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十二條第一項第二号中「第九十九條又は第九十九條第二項若しくは第四項」を「第九十九條、第九十九條第二項若しくは第四項又は第九十九條第二項若しくは第四項又は第九十九條」に改める。

第九十四條中「及び第九十四條」を削る。

第九十七條中「第五百五十五條第二項の市」を「第二百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第十四條 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二十八十三号)の一部を次のように改正する。

第九條の二第四項中「第五百五十五條第二項の市」を「第二百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第十五條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四百四條(請負等をやめない場合の長の当選人の失格)」を「第四百四條(請負等をやめない場合の地方公共団体の議会の議員、長又は教育委員会の委員の当選人の失格)」に改める。

第十五條第五項、第三十三條第八項第二号及び第三十四條第六項第三号中「第五百五十五條第二項(区を設ける指定市)」を「第二百五十

第四十三條の二の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)

第四十三條の三 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県機関若しくは職員に権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の機関若しくは職員が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県機関若しくは職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に適用するものとする。

指定都市又は指定都市の長に適用するものとする。

(公職選挙法の一部改正)

第十五條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四百四條(請負等をやめない場合の長の当選人の失格)」を「第四百四條(請負等をやめない場合の地方公共団体の議会の議員、長又は教育委員会の委員の当選人の失格)」に改める。

第十五條第五項、第三十三條第八項第二号及び第三十四條第六項第三号中「第五百五十五條第二項(区を設ける指定市)」を「第二百五十

二条の十九第一項(指定都市)に改める。

第九十七条第一項中「長の当選人」を「地方公共団体の議会の議員又は長若しくは教育委員会の委員の当選人」に改める。

第百四条の見出し中「長の当選人」を「地方公共団体の議会の議員、長又は教育委員会の委員の当選人」に改め、同条中「地方公共団体の長」を「地方公共団体の議会の議員又は長若しくは教育委員会の委員」に、「第百四十二条(長が請負人等となることの禁止)」を「第百四十二条の二(議員が請負人等となることの禁止)」又は「第百四十二条(長が請負人等となることの禁止)」に改める。

第九十九条第三号中「長の当選人」を「地方公共団体の議会の議員又は長若しくは教育委員会の委員の当選人」に改める。

第百四十一条第一項第一号、第百四十二条第一項第六号、第百四十四条第一項第三号、第百六十九条の二第一項及び第百六十九条中「第百五十五条第二項(区を設ける指定市)」を「第百五十二条の十九第一項(指定都市)」に改める。

(生活保護法の一部改正)
第十六条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)
第八十四条の二 この法律中都道府

府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(建築基準法の一部改正)
第十七条 建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十七条」を「第九十七条の二」に改める。

第二条第二十一号に次のただし書を加える。

但し、第九十七条の二第一項の指定都市の区域については、同条第三項の規定により指定都市の長が行うこととなる事務に關する限り、当該指定都市の長をもつて特定行政庁とみなし、指定都市の長が行わないこととされる事務については、都道府県知事を特定行政庁とみなす。

第十六条中「建築主事を置く市町村の長」の下に、「(第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く同条同項の指定都市の長を含む。)」を加える。

第九章中第九十七条の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)
第九十七条の二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、第四条第一項の規定による外、指定都市の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。

この場合においては、この法律中建築主事に關する規定は、指定都市が置く建築主事に適用があるものとする。

2 前項の規定は、指定都市に置かれる建築主事の権限に属しない指定都市の区域における事務をつかさどらせるために、都道府県が都道府県知事の指揮監督の下に建築主事を置くことを妨げるものではない。

3 この法律中都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは、政令で定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事たる特定行政庁に關する規定は、指定都市の長に關する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(地方税法の一部改正)
第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の二中「第百五十五条第一項」を「第百五十五条に、同条第二項を、同法第二百五十二条の二十第一項に改める。

第三百三十七号、第三百三十八号、第三百四十九号の三第一項、第四百三十八号、第四百三十九号、第四百四十一条、第四百四十二条、第四百四十三条、第四百四十四条、第四百四十五条、第四百四十六条、第四百四十七条、第四百四十八条、第四百四十九条、第五百四十一条、第五百四十二条、第五百四十三条及び第五百四十四条中「第百五十五条第二項」を「第二百五十二条の十九第一項」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)
第十九条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項、第十九条及び第二十条中「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

附則第七項中「第百五十五条第一項」を「第百五十五条」に改める。

別表中「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)
第二十条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第百四十四条の規定を除く。」を削る。

(結核予防法の一部改正)
第二十一条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十八条」を「第六十九条」に改める。

本則中第六十八号の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)
第六十九条 前条に規定するものの外、この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとして定められている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(土地収用法の一部改正)
第二十二条 土地収用法(昭和二十六年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「第百五十五条第二項の規定による市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

(道路法の一部改正)
第二十三条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一項中「第百五十五条第一項」を「第百五十五条」に改める。

第二項中「第百五十五条第二項」を「第二百五十二条の十九第一項」に改める。

第三項中「第百五十五条第三項」を「第二百五十二条の十九第一項」に改める。

第四項中「第百五十五条第四項」を「第二百五十二条の十九第一項」に改める。

第五項中「第百五十五条第五項」を「第二百五十二条の十九第一項」に改める。

第六項中「第百五十五条第六項」を「第二百五十二条の十九第一項」に改める。

第七項中「第百五十五条第七項」を「第二百五十二条の十九第一項」に改める。

第七条第三項中「第百五十五條第二項に規定する市」を「第百五十二條の十九第一項の市」に改める。

(農地法の一部改正)
第二十四條 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第九十一條中「第百五十五條第二項(区を設ける市)の市」を「第百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

(自治庁設置法の一部改正)
第二十五條 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十四号中「イからトを「イからチ」に改め、同号中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 地方公共団体に關する訴訟の裁決を行うこと。

(母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部改正)
第二十六條 母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号)の一部を次のように改正する。

本則中第十七條の次に次の一條を加える。

(大都市の特例)
第十八條 この法律中「都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の職員の権限に關するもの」とされている事務で政令で定めらるるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十二條の十九第一項の指定都市

市(以下本条中「指定都市」という)において、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の職員が行うものとする。この場合においては、この法律中「都道府県知事その他の都道府県の職員に關する規定」として指定都市又は指定都市の長その他の職員に適用があるものとする。

市(以下本条中「指定都市」という)において、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の職員が行うものとする。この場合においては、この法律中「都道府県知事その他の都道府県の職員に關する規定」として指定都市又は指定都市の長その他の職員に適用があるものとする。

(清掃法の一部改正)
第二十七條 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第六條中「以下同じ。」を「第九條を除き、以下同じ。」に改める。

(土地區画整理法の一部改正)
第二十八條 土地區画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十六條」を「第百三十六條の二」に改める。

第六章中「第百三十六條の次に次の一條を加える。

(大都市の特例)
第三十六條の二 この法律中「都道府県知事の権限に關する事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十二條の十九第一項の指定都市(以下本条中「指定都市」という)において、政令で定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中「都道府県知事に関する規定」として指定都市の長に關する規定

として指定都市の長に適用があるものとする。

(警察法の一部改正)
第二十九條 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第二項中「第百五十五條第二項」を「第百五十二條の十九第一項」に改める。

第三十條 次に掲げる法律の規定中「第百五十五條第二項ノ市」を「第百五十二條の十九第一項ノ指定都市」に改める。

一 健康保險法(大正十一年法律第七十号)第十一條ノ第二項

二 船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)第十二條ノ第二項

(図書館法及び公共土木施設災害復旧事業費國庫負担法の一部改正)
第三十一條 次に掲げる法律の規定中「第百五十五條第二項の市」を「第百五十二條の十九第一項の市」に改める。

一 図書館法(昭和二十五年法律第十八号)第十三條第三項

二 公共土木施設災害復旧事業費國庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第六條第一項第一号

(最高裁判所裁判官國民審査法の一部改正)
第三十二條 次に掲げる法律の規定中「第百五十五條第二項の市」を「第百五十二條の十九第一項の指定都市」に改める。

一 最高裁判所裁判官國民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)第五十四條

二 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第五條第一項及び第七條第一項

三 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第四條

四 國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第十一條

五 檢察審査會法(昭和二十三年法律第四十七号)第四十七條

六 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二百二十五條

七 國會議員の選挙等の執行經費の基準に關する法律(昭和二十五年法律第七十九号)第二條第二項

八 文化財保護法(昭和二十五年法律第二十四号)第一百條第一項

九 地方公務員法(昭和二十五年法律第六十一号)第七條第一項及び第三十六條第二項

十 國土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第三十三條第一項

十一 住民登録法(昭和二十六年法律第二十八号)第二十六條

十二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第九十條

十三 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第四十六條第七項

十四 農業災害補償法臨時特例法(昭和二十七年法律第九十四号)第四條第一項

十五 公衆電氣通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第一百四條

十六 日雇労働者健康保險法(昭和二十八年法律第七十七号)第三十四條第三項

十七 私立學校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第三十一條第一項

十八 厚生年金保險法(昭和二十九年法律第十五号)第八十六條第五項

十九 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)第十條

附則
この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百号)の施行の日から施行する。

〇川島國務大臣 ただいま提案せられました地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整理に關する法律案につきまして御説明申し上げます。

地方制度の改革につきましては、昭和二十八年十月地方制度調査會からとりあえず、当面とるべき措置に關して答申がなされました。その答申の大部分は昨年の國會で実現を見たのでありますが、地方自治法に關する部分はいまだ実現を見ていないので、これを中心として、地方行政の現状に就き、さらに検討を加え、もつて民主的で、しかも合理的かつ能率的な自治運営を確立して、行政經費の節減と行政効果の充実にをはかり、真に住民の福祉を積極的に向上せしめるような地方自治の健全かつ着実な發展を期したいと存するのであります。これがた

め、一、都道府県と市町村との地位権能を明らかにし、二、議決機関及び執行機関を通じて地方公共団体の組織及び運営の適正合理化と簡素効率化をはかり、三、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係に関する規定を整備し、四、大都市に関する事務配分の特例を設け、その他必要な改正をいたしたいと考えております。

以下改正法案の主要な事項につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一は、都道府県と市町村との地位権能を明らかにしたいのであります。現行地方自治法上は、都道府県及び市町村は、ひとしく普通地方公共団体として、その地位権能に別が認められていない結果、ややともすれば、兩者の適正な関係について理解を欠くうらみが少なかつたのでございます。しかしながら、市町村は基礎的な地方公共団体であり、都道府県は、市町村を包括し、市町村と国との中間に位置する広域の地方公共団体であり、兩者の地位権能は、おのずから異なるものがあり、それぞれに権能と責任を分担しながら、相互に協力すべきものと考えられますので、都道府県と市町村との関係を明らかにし、相互に競合しないようにしたいのであります。

第二に、議決機関及び執行機関を通じて地方公共団体の組織及び運営の適正合理化及び簡素効率化をはかりたいと考えております。

まず、地方公共団体の議会について申し上げますと、その一は、現在定例会、臨時会の制度をとっておりますが、国会同様に通常会、臨時会の制度

に改め、一般予算その他一般議案を包括的に審議すべき通常会のはかは、必要に応じて臨時臨時会を招集するものとし、なお、議員から招集の請求があったときは、長は一定期間内に招集しなければならぬものとしようとするものであります。

その二は、常任委員会は、都道府県及び人口五万以上の市の議会が、条例で置くことができるものとし、その運営が特殊行政部門の偏重に墮することなく、総合的に行われるように、現行の行政部門ごとに置く縦割りの方式を改めて、法規、歳入、歳出、決算、一般議案及び請願等の横割りの方式とし、その他の地方公共団体の議会は、必要な事項について特別委員会を設けて運営することが適当であるとするものであります。

その三は、議員の当該地方公共団体に対する請負については、長と同様の規制を加え、その四は、地方公共団体の長の不信任議決の成立要件を議員定数の過半数とし、長からも信任を求め、長と議会との間の調整を適正ならしめようとするものであります。

次に、地方公共団体の執行機関について申し上げますと、その一は、都道府県の局部の現状は複雑に過ぎると認められますので、法定数以上に局部を設けようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議するものとして、その簡素化をはかりたいと考えております。

その二は、各種の委員会または委員の事務局またはその管理に属する機関を通じて、組織、予算の執行、財産の管理等の内部管理に属する事務について、総合的な運営を確保することができ

るようにするために、長い最小限度の調整的機能を与えるようにいたしたいと考えております。

その三は、地方公共団体の行政運営の公正を確保するために、監査委員制度につきまして、監査の機能を充実するに必要な改正を加えたいと存じます。

第三は、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係に関する規定を整備しようとするものであります。その一は、法令の違反または義務の懈怠等の真にやむを得ない場合に、地方公共団体の反省を求め、都道府県において、内閣総理大臣または都道府県知事がその是正または改善のため必要な措置を講ずることを求めることができるものとしたのであります。

その二は、国の公務員と都道府県の公務員または義務教育職員との間にあって、恩給等の支給の基礎となる在職期間の通算の措置を講ずることとしたのであります。

第四は、大都市及びその機関に対して事務配分の特例を設けたいと考えております。大都市制度については、かねて特別市問題をめぐり論議が多かつたのであります。現在の府県制度のもとにおいては、適正な事務配分を行うことが最も適切な解決と考えられますので、政令で指定する人口五十万以上の指定都市においては、社会福祉、保健衛生、建築、都市計画等市民生活に直接した実施事務については、都道府県またはその機関の権限に属する事務は、政令の定めるところにより市またはその機関において処理するものとし、なお、指定都市に関する行政監督

について特例を設けたいと考えております。

そのほか、地方自治法中の行政争訟については、訴訟前置の建前をとることとし、また給与その他の給付及び財務運営の合理化のため規定を整備する等、地方行政の運営を合理化するため必要と認められる若干の改正をいたしたいと存じます。

なお、右の地方自治法の改正中指定都市についての特例その他一、二の改正に伴い、関係法律中の規定を整理する必要がありますので、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案によりまして一括整理したいと考えております。

以上が二法律案の提案の趣旨及び内容の概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

○大矢委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。

なお、本案に対する質疑は後刻に譲ります。

○大矢委員長 次に眞鍋儀十君提出にかかる風俗営業取締法の一部を改正する法律案が、昨二十一日本委員会に付託せられましたので、本案を議題として提案者より提案理由の説明を聴取いたします。

第一条第三号中「玉突場、」を削る。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○眞鍋儀十君 たいま御審議をお願いいたしますこととなり、風俗営業取締法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明を申し上げます。

昭和二十三年法律第百二十二号をもって制定されました風俗営業取締法は、その第一条第一号の待合、料理店、カフェー、第二号のキャバレー、ダンスホール等のほか、第三号に玉突場、マージャン屋、パチンコ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそぐおそれのある遊技をさせる営業を取締りの対象としているものであります。その中で玉突場をこの対象から削除しようというのが本案の骨子であります。

元来、終戦前までは都道府県条例で遊技場取締規則というものがあつて、囲碁、将棋、射的、大弓、釣堀、貸舟、児童遊園、ピンポン、スケート、玉突き等みなこの中に入れて取り締られたものであります。新たに本法の制定に当り、従来の遊技場取締規則の中にあつたものからあらためてマージャンと玉突きだけを取り上げ、あとから加えたパチンコとともに客に射幸心をそそぐおそれのあるものとして同法中に入れ、そのほかは全部はずしてしまつたのであります。しかるに撞球は世間周知の通り、その本質が物理を応用する高尚な室内競技でありま

して、理論と技術の研究練習によつてのみ上達する国際スポーツで、特に日本は、これまで欧米で行われました世界選手権大会ごとに驚異的な好成績を示し、さきには故人となつた松山金嶺君のごとき世界撞球界の王座を占め、今や小方、久保田君等多士済々で、おそらく各種の国際スポーツ中長く覇権を掌握し得らるるものは、この競技よりほかにはないと言われれております。しかも老若男女を問わぬ適宜な全身運動であることは、一昨年七連勝を飾つて球界を引退したホッペ氏のごとき七十才まで現役にいたことによつても知ることが出来ます。

以上述べましたように、撞球は一つのりつばな健全なスポーツで、決して偶然的勝負をかけるものではなく、最初から物理の法則に従う競技であり、いづれの点から見ても、こうした厚生施設が客に射幸心をそそるおそれのある遊技の対象として、今なお待合等と同じ規制のもとで、しかも三カ月ごとに更新許可を受けなければその効力を失うような状態に置かれながら、風俗営業取締法のワケ内に残されていることは、いかにも不穏当かつ非合理で、もし万一にもそのおそれがある場合には同号末段の「その他」をもって取り締まることもでき得ることだし、ぜひともこの際、ピンポン、スケートと同様純然たるスポーツとして同法から削除すべきものと存せられるのであります。右のような事情でございますので、何とぞ御審議をいただきました上、御賛意を賜りますようお願い申し上げます。

○大矢委員長 これより本案に対する質疑に入ります。質疑の通告がございます

ますからこれを許します。亀山孝一君。

○亀山委員 ただいま提案者であります眞鍋さんより御説明を伺しまして、私もこの玉突場の問題につきまして、は——往年国民娯楽として適当なものがないことは——これは一種の不良少年あるいはその他よたもの集會場のごとくなりいろいろと弊害を聞いておりました。その後にございましてあるいはパチンコあるいはマーじゃん場あるいは最近ではスマート・ボールというふうなものが出て参りました。こういう方面に集中せられた結果玉突場は非常に上品な、しかも先ほど来眞鍋さんのお述べのように、わが玉突界は世界にも有名なる選手を出しているというふうな状態でありまして、この際これがいよいよ風俗営業取締りを受けるといふことのまことに心外であります。これは全く御同感でありまして、今回これが除外されるということは心より賛成いたす次第であります。ただお尋ねしたいことは、先般も関係当局からいろいろ聞きまして、ともすればこの玉突場の客がその技に熱心なあまりに、時間をこえていろいろと遊技をされる結果、周囲の迷惑をかますというふうなことがございましたが、こういう点につきまして、これら業者の方々に十分反省をしていただきたいと思つてございしますが、その点について眞鍋さんの御意見を一つ拝聴いたしたい。

○眞鍋儀十君 ただいまのお話はまことにございとおもいます。かような点は、実は先般全国撞球業組合連合協議会というものが結成されました。この決議によつて、今後国際スポーツとしての矜持を保ちます上に、自粛しなければならぬという建前から、大へん今まで御迷惑をかけたこともよく存じておりますので、今後は厳重に同業者間において時間の励行をいたします。もしこの申し合せを破るような者がございすれば、除名をいたしたしまはか、球具の販売などもそれに対しては行わないというほど、みなが自覚をいたしておるようございします。で、今後は誓つてさようなことはいたさないと思つております。業者の誓言に對して、私もさう信じておりますので、この点を一つ御了承を願ひたいと思ひます。

が第三号中より削除された後といえども、もし射幸心をそそる憂いのある行為をなす場合は、同号末段の「その他」に該当するものとして取り締まることのできるというふうな説明がありました。それで法律的な解釈についてお聞きしたいのであります。玉突場というものをこの法律から除外してしまうのでありますから、実質的にはこの法律には全然触れないことになるのです。従つてもしその玉突場の成績が悪いという場合、法律の中から除外しておけば、警察が臨時に第三号の「その他」の中に入れることはできないのでありますから、今の説明からはどうも法律的にはつきりしないように思われる。そこでこの委員会においても、そういう成績の悪い場合は、いつでも警察方面において「その他」の中に入れて、許可制にしてもよろしいのだという附帯決議でもしておかなければ、そういう方法をとり得ないと思つておりますが、その法律的な見解というか、その辺どう考へておるか、お聞きしておきたいと思ひます。

○眞鍋儀十君 この点は私も心配になりましたので、警察庁の防犯課に對してまして、この四件の行政処分の内容を調べてみたのであります。東京だけその内容がわかりました。その行政処分の内容は、営業時間の延長が重なるため、ついに発動したということが判明いたしました。大体四件の中には、射幸心をそそるおそれのある遊技としての行政処分は、一件も入っていないというだけにはつきりいたしております。

○鈴木(直)委員 ただいま提案者の説明の中に、本法の改正によつて玉突き

う老婆心から申し上げたわけでありませぬが、しかしどうしてもここでそういう意味のことを決議をいたさなければならぬということになりますれば、業者はむろんさようなことは絶対にやらないと思つておりますから、御決議をいただきましたも差しつかえないと思ひますが、私の申し上げた心持はさうございします。

○北山委員 この法案は、まだ法案に對するわれわれの研究も十分できておりませぬ。そしてまた同時に、この営業取締りを取締りて従来やつておりました警察当局等の意見も、十分この委員会でも必要があると思つております。そこで委員長にお願いしておきたいのですが、ぜひ警察局長官あるいは警視總監その他関係当局の出席をいただまして、そしてこの取締法の實際についていろいろお伺ひした上で、この法案をきめたい、かように考へるのでございしますから、そのような措置をお願ひ申し上げます。

○眞鍋儀十君 実は「その他」という中には例がございまして、風俗営業の中には入つておりませぬけれども、大道で行なつております詰め将棋、詰め碁というものは、実はこの「その他」の条項で都道府県条例で取り締まれるような仕組みになっております。実はこれを申し上げました趣意は、野放しになつて取締りが不可能の状態をおそれられる向きがございましたので、かような表現を用いましたわけ、實際にそのおそれが生じた場合には、この「その他」においてでも取り締まれるという考へ方が必要であらうとい

それからなおこれに加えて、最近御承知のように、式場病院における惨事がありました。また先般横浜において養老院の火事によつてたくさんの方が犠牲になつたというふうな事件もございします。そこで一つあわせて国家消防本部の方にこの委員会に出たいただきまして、消防関係の問題についても、いろいろ調査いたしたいと思ひますので、あわせて国家消防本部長その他の出席を取り計らうように、委員長にお願いをいたしておきます。

○加賀田委員 提案者に御質問いたしたいと思ひますが、一般に撞球のみを営業として見るものは別にいたしまして、遊興場に見るようパチンコと

願ひをいたしておきます。

かあるいはスマートフォンとか、射撃とかと一緒に四つだま—スリークッションじゃないのですが、穴が四つあいていて、いわゆるボークライン式の小さな台を使って営業をやっているとありますが、あれも適用されるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○眞鍋儀十君 風俗営業取締法はすべて都道府県条例に内容がまかされておりますので、いろいろの情勢に応じて都道府県条例が改正されて参つておるわけでございますが、最近新たにできましたスマートフォンのようなものは、すべて都道府県条例で取り扱つておるようでありますので、今はただ普通の四つだま、ボークライン、スリークッションなどを限度といたしました。撞球というものを対象として考えておるだけでございます。

○加賀田委員 そういたしますと、私が質問いたしました、いわゆる一般の遊興場の中で四つだま、あるいはボークライン、スリークッション以外の、小さいま台を使って必要なことをやっていると、これは適用されないという見解をとつていいのかわるか、その点を質問したいと思います。

○眞鍋儀十君 警視庁の防犯部の保安課で、今回許可更新営業の指導等という面で、第四条にさらにスマートフォンを加えてございますが、これはすべて都道府県条例になっておりまして、風俗営業取締法としては大きく取り扱つておりまして、この中には入つてきておらないわけでありまして、
○加賀田委員 私の質問の趣旨が少しあまいだから説明も困難だと思つてますが、実は撞球の一種だと思つて

が、ボークラインによく似ているので、ボークラインは御承知のように二、三名でお互いに技術を争うのようですが、一人で、入つたままの点数によって景品をもらえるのです。台はボークラインの半分程度の台だと思つて、そういうのがスマートフォンとかあるいはパチンコの営業と同時に進行している場所があるわけです。それと同じような方法で、ボークラインであればお互いに二、三名の人が技術を争うわけですが、これは一人で、たまの色が変わつておきますけれども、点数によつて景品がもらえるということになっておるわけです。それがやはり撞球と同じような、ボークラインと同じような球をもつて入れるわけですから、技術が要るわけです。その入れた球の点数によつていろいろの景品がもらえるというふうなことで、玉突台もあるわけです。それを使つておるところもあると思つて、これは単なる撞球場としての営業のみではなくて、今申し上げたように、遊興場の中の一部としてそれが設置されておるわけですから、これが適用されるかどうかということをお聞きいたします。

○眞鍋儀十君 ただいまの御質問は、普通のいわゆる玉突きと申しますものほかに、いろいろの形の突き方がございまして、そういうものも一緒にこの風俗営業からはずされていくかどうかという御質問でございますが、なるほどただいま申し上げましたのは、四つだま、ボークラインとスリークッションの点でありましたが、別にまたボケットなどの遊技がございまして、ボケットの方は風俗営業の中に入

れて、これからははずしていただきたいという考えを持っております。ただ、今の抱き合せになっておりますもの、たとえば繁華街において射撃心をそそるようなおそれがあると思われるその他の撞球の面につきましては、この対象からははずすというふうには考慮いたしておらないわけでありまして、
○鈴木(直)委員 先ほどの私の質問に関連するのですが、玉突場について、それが玉突場であるということの定義がはっきりしておるとして、この法律では、第一条第三号の「その他」の中に入れて、それぞれの府県において適宜の条例において制定してもよろしい、第二条によつて、第一条に掲げられておるところの業種は、それぞれの府県が条例で許可制度を定めるのであるという法律になっておるのですが、この「玉突場」というのを今除いてしまえば、もちろん条例ではそれは規定できないことになるのです。しかしながら、「その他」の中に入れて風俗営業取締りの条例を制定してもよろしいのだというふうなききのお話でありましたが、それでは「玉突場」というものをここから除いた趣旨が没却されてしまふのではないかと、この「玉突場」という名前がなくなつても、「その他」の中に入れて、この玉突場をそれぞれ条例が風俗営業として規定していくということになるならば、結局結論が同じことになるのではないか。これを除いてもらいたいということ、射撃心をそそるような状態にあるのではないのだから、条例の中にも規定してもらいたくないということ、これを除くのだらうと思つておるのですが、先ほど私聞いたと

ころの説明によりますと、もし弊害があるようなことであるならば、「その他」の中に入れて条例で規定してもらつてもよろしいのだということでありましたから、そういうことでよろしいのかということ、もう一度念のためにお聞きしておきたいと思つて、
○眞鍋儀十君 提案者のほんとうの気持は、むしろ風俗営業取締法の第一条第三号から全然はずしていただきたいというのが本旨でありまして、先般警察庁の当局と事前に意見の交換をいたしましたところ、もし射撃心をそそるようなおそれのあるものに対しては取り除かれておるものに対しては取り除かれないという場合は非常に自分たちも野放図になつて、取締りがどうもおもしろくなくなつてくる、この点はどうするかという御意見が出ましたので、そこで詰め將棋とか詰め碁とかいうものに対しては、この風俗営業取締法からははずしておりますけれども、射撃心をそそるおそれのあるものとして、一応取締り対象に入れてございまして、その拡張解釈をして入れ得るとされております。こういう場合には取締りの上からどうしても御心配だというならば、「その他」の方においても取り除くことを申し上げまして御了解を得た、そういういきさつがございましたので、実はこれを申すわけでございますが、なるべくならば本法から削除したというだけで、完全なるスポーツとしての独立性を持たしたいというのが提案者の気持でございます。

○鈴木(直)委員 ただいまの御説明によりまして、詰め將棋というふうなものはこの法律からははずされておるけれども、条例に載つているということでありまして、はずされているのにもかかわらず条例へ載るはずがないのであつて、やはり「その他」という中に入ると、この法律が適用されるということになつておると思つておる。条例を各府県々々で作るのであります。警察庁あたりにおいては、各府県が条例を作る場合には列挙しているところの「マージャン屋とかパチンコ屋とかあるいは玉突屋、これは当然法律によつて入れなければならぬ。しかしながら「その他」というのは、こんなもの、こんなもの、含まれるというふうな考え方を持つて、警察庁から各府県に通牒でもやつて、その基準によつて条例を作つて、「その他」の中に入れるのだらうと思つておるのです。今眞鍋儀十君のお話では、「その他」の中に入りますか、風俗営業取締法ではないのだが「その他」の中に入れて、条例に入つておるといふのは、それは間違いであつて、風俗営業取締法の中における「その他」の中に入れておるわけでありまして、しかし風俗営業取締法以外における「その他」といふのはどういふものをさすのでしようか。風俗営業取締法に基づきおる条例といふものを別に作つて取り締まるという意味なんではないか、どういふふうな意味なんではないか。

○眞鍋儀十君 列挙されました三つの項目、すなわちマージャンとパチンコと玉突き、それ以外のものについては、もし射撃心をそそるおそれのあるもの、法は何かのよりどころを求めようとして「その他」といふもの

をつけているように考えられますので、目に余るようなことがあれば、それでお取締りを受けても仕方がございませんとというのが偽らざるこちらの心境でございますが、この際あくまでも風俗営業の対象からは一つ完全に削除していただきたいというのが、繰り返して申し上げますが立法者の趣意でございます。

○鈴木(直)委員 そうしますと最小限度「玉突場」という字だけはこの法律からは消してくれ、あとは「その他」というのに入れて、府県条例なりあるいは警察庁がやるかどうかは、やった後においてまかせるといふから、この字句だけはとにかく法律から除いてもらいたいというのが趣旨だ、こういうふうに解釈していいわけですか。

○眞鍋儀十君 第一段階として撞球界の将来の進歩発達を見ました上で、第二段階として進むことにいたしましたので、第一段階としてはただいま仰せられた通りでよろしいと思っております。

○加賀田委員 ちょっと質問いたしたいのですが、先ほど提案者の御説明では、ボートライン、スリークッション、四つ玉というお話がありました。ボートライン、スリークッション、四つ玉というお話がありました。ボートライン、スリークッション、四つ玉というお話がありました。ボートライン、スリークッション、四つ玉というお話がありました。

○眞鍋儀十君 ローターションは、大體関東方面ではございませぬが、関西方面ではしきりに行われておるゲームでございます。先ほど私の申し上げたことがあるいは間違つたか知れませぬが、ローテーションの方はやはり四つ

玉、ボートライン、スリークッションと同一の業種として削除したいと考えております。先ほど私の申し上げたことが間違つたかもしれませんが、訂正いたします。

○加賀田委員 射幸心をそそるものというのになりまして、この四つの玉の種類の基に射幸心をそそるもの非常に強い比重を持つておるのではないかと思つておるのですが、もちろんボートラインとかスリークッションになりますと、相当高度な技術が必要で専門的になりますので、射幸心というふうなものには非常に薄らいでと私は理解するのですが、ローテーションは御存じのようにフロックが多いと申しましようか、そういう関係で非常に射幸心をそそるような、客同士のお互いの取引があるように聞いておりますが、その点提案者としてどうお考えですか、御説明願いたいと思つております。

○眞鍋儀十君 私どもが対象といたしておりますのは、やはり世界選手権で争つておりますボートラインとスリークッションを目標にいたしておるわけでございますが、むろん普通の四つ玉とボートラインとスリークッションを備えておりますところへ、今のローテーションも一緒に備えてつけて営業をやつておりますので、ぜひこのローテーションも一つ訂正させていただきます。まして、四つ玉、ローテーション、ボートライン、スリークッションを主とした撞球の考え方だというふうな御了解をいただきたいと思つております。

○加賀田委員 党といたしましては、まだ本案に対しては審議をいたしておりませぬし、態度を決定いたしておりませぬが、四種類を対象として適用外にしてもらいたいという提案者の趣旨に對しましては了解いたしました。見もありませんので、理事会によく相談して善処したいと思つております。この質疑はこの程度にいたしまして、後日にこれを譲ります。

○大矢委員 北山君の先ほどの御意見見もありませんので、理事会によく相談して善処したいと思つております。この質疑はこの程度にいたしまして、後日にこれを譲ります。

○大矢委員 次に地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。前会に引続き税目別質疑を行います。本日は第十、自転車荷車税からでございますが、質疑の通告がございましてからこれを許します。北山君。

○北山委員 自転車荷車税とおっしゃいましたが、実は固定資産税の質疑が前会まで終つておりませんので、固定資産税の質疑を続行するのが正しいのではないかと思つております。

○大矢委員 それではただいまの自転車荷車税は後刻に譲りまして、昨日に引き続きまして固定資産税の項目に引続き質疑を続行いたします。北山君。

○北山委員 この前は東京都の固定資産税についていろいろ質疑が行われておつたわけでありまして、門可委員の方からもいろいろ質問がございましたが、結果としては今の制度上、東京都における固定資産税の問題は、結局東京都が今の地方税法あるいは地方財政法、そういうものの制約によりまして、やむを得ず約十億円の固定資産税の増徴をやらなければならぬという立場に追い込まれておる、こういう事態について、質疑があつたわけでありまして、自治庁としては今の問題について、東京都はやむを得ず今の税法上の制約あるいは地方財政法上の制約から

して、この固定資産税を今回約十億円の増徴をなさざるを得ないという事態になつたということをお認めになるのをごさいますか、一つ奥野さんからお答えを願つておきたい。

○奥野政府委員 十億円という数字は、昨日も申し上げましたように、かりに評価を引き上げなかつた場合とどれだけ減収になるか、それが十億円でございまして、しかし他面に、税率が一・五%から一・四%に下つておりますので、実質的には新築の部分がなければ、全国的に見ましてそうでありまして、東京都もおそらくそうであらうと思つておりますが、在来の方につきましては、土地家屋の償却資産全体としては減収はない、かように考えております。なお東京都の評価は、自治庁が全国の様子を見ておりましたので、おろそかになりませんが、今引上げました結果として、また自治庁から示しております数字の八割程度であります。

もし引上げませんければ、さらに低い数字になつて参るわけでありまして、東京都の財政事情が許すから、ある程度低い評価でもやつていけたということになるのではなからうかというふうな考へております。もし他の市町村の住民の負担よりも特に軽い負担で済ませられるのなら、地方債の資金が十分でない次第だから、それは他の市町村に譲つてもらわなければならぬのじやないかというふうな考へておるわけでありまして。

○北山委員 私がお尋ねしておるのは東京都の問題なんです。東京都の固定資産税の今度の評価基準の引き上げによつて、そしてやむを得ず増徴をした

ければならぬという事態については、その原因等についてはこの前いろいろ質疑が行われたところで大体明らかだと思つております。というのは、この前奥野さんのお話の通りに、固定資産税の評価については、自治庁が示した評価基準を基準にしてやらなければならぬということが義務づけられておる。そしてまた一方では、税率を標準税率よりも引き下げるといふ場合には、地方財政法上のいろいろな起債が受けられないという不利に立つわけでありまして、従つてそういう両面からいたしまして、自治庁が評価基準を引き上げる以上は、文字通りそれに百パーセント従わなくても、とにかく大体においてその線に従つてやらなければならぬわけでありまして、従つて自治庁が固定資産税の引き上げを実質上は命じておる、もう規制しておる、それに従わなという場合には地方債の許可が受けられぬ、こういうことに縛られておる。従つてそういう事情からいたしまして、形式上はともかく、実質上は東京都の今回における固定資産税の増徴というものは、やはり実質上は自治庁の方針に従つて増徴をせざるを得ない羽目に追い込まれておる、こういうふうな事態について、自治庁はそういう原因であるということをお認めになつておるかどうか、これをはつきり結論的にお答えを願いたい。

○奥野政府委員 自治庁が評価の引き上げを要請したことは事実でありまして、しかしながら東京都は従来と同じように、なおその八割程度の評価にとどまつております。これは法律の規定から言いますと、法にはずれた評価になつておるわけでありまして、その場

ば、そうではない。やはり大きな電力会社の施設であるとか、あるいは船、そういうものについては特別な減税措置を講じて、そこに政策を加味してやるのです。従って、それ以外の土地や家屋についても、やはり幾らくらいの固定資産税を取るかということは、十分政策が入っていない問題なんです。だから自動的に、時価が上がったから上げるのだというものは一応の理屈でありましようけれども、何も時価が上がったからといってすぐ所得がふえるわけではないのですから、現在の経済状況や国民の税負担の能力ということを勘案して、税金というものはこの際今上げる方が正しいか、あるいはもう少しあとにした方がいいかということは政策問題です。こういうふうな経済の不況時代に、しかも国民の経済力というものの能力が非常に苦しくなっているときに、なぜ固定資産の評価を大幅に上げるのであるか、そこには政策があると思うのです。また、なくちゃならぬと思う。だから時価で上げるような一般的な理論ではなくて、やはり政策が加味されておつてしかるべきだし、また加味されておるとすれば、一体なぜこのような経済不況のときに固定資産税を大幅に値上げさせるような措置を自治庁がとつたか、これが問題だと思つたのです。これについてはつきりお答えを願いたいのです。

○奥野政府委員 私たちはもとよりある程度の政策を加味することを行政府にゆだねられておる、これはその通りだと思つております。しかし、それにはある程度の幅があるのじゃないだろうか、こういう考え方をいたしておきます。現在の地方税法のもとにおき

ましては、毎年一月一日現在による時価で評価をしていき、そうして自治庁長官が各市町村に對して平均的な価格を示していくことになっておるわけでございます。その場合に、もし土地の価格がどんどん値下りしていくという情勢でありますならば格別でありませんが、大同小異であるとか、あるいはむしろ漸騰している部分があるとか、こういう時代におきまして売買時価と比較いたしました場合に、三割ないし三割五分程度にしか当ってない、これをそのままお据え置いてよろしいのだという結論は出てこないのじゃないだろうか、そこまで行政府に政策加味をゆだねられておると見ることは少し行き過ぎじゃないだろうか、こういうくらい感じを持って二倍にしてよろしいかという、こういうことは租税負担が激変を来たして行くことにもなりますのでそれは避けるべきだと思つた、また、そういう程度の措置は行政府にゆだねられておると思うのであります。その行政府にゆだねられている権限の幅を私たちはある程度定めてもいいのじゃないか、それが今年三年間据え置き措置をとりうとしておるゆえんであります。

○北山委員 土地の値上り、不動産の

値上りというものが経済活動に大體並行していくような場合にはまだいいと思つておる、土地に對する、不動産に對する投資というものは必ずしもそうじゃなくて、不景気のときに土地の値上り、不動産の値上りがするといふような場合が相当ある。いわゆる投資家は不動産投資をやるといふふうには、その投資先に金が流れている。一般の経済活動が不活発なときにそういう不動産の方へ金が流れていく。その結果は土地や家屋が値上りをするといふような現象を起す場合があると思つたのであります。あるいは日本の現在の状況もそうじゃないか、そうすると、土地や家屋の時価が値上りをするといつて、すぐそれに應じて固定資産税を上げますといふと、それは当然地代や家賃に響いてくる、あるいは小作料に響いてくる。そうして、そういうふうな土地売買とか、あるいは土地、不動産を持つておる人でない、経済活動によつてその生計が左右されるような人の負担へ転嫁されていく、これは認めなければならぬ。そういうふうな事情をやはり考へて、この固定資産税の基準というものを考へていかなければならぬと思つたのです。そうでなければ正しい政治というものは行われな

い。今の固定資産税の中にもし政策といふものがあるとするならば、それは大資本を守る政策でありませう。これは端的であります。そうして一般の消費者であるとかあるいは農民であるとかいふものには、地価が値上りをしておるといふ理由でもつて、どんどん固定資産税を高くして、遠慮もなく上げていく、経済活動あるいは国民の生活といふものを無視して上げていく、一方

では大規模な固定資産に對しては大幅な軽減をしておるといふのが、現在の固定資産税における政府の政策なんです。これが一貫した政策なんです。大資本擁護の政策であります。だから、政策があるとなれば、そういう政策しか私には見えない。これでいいかどうか、これは一つ川島長官からお答えを願いたい。

○奥野政府委員 一応私から先に御答弁させていただきます。土地の価格を上げました事情は、たびたび申し上げましたように、売買時価と非常に離れておるとか、あるいはまた同じ税務行政でありましても、国税の相続税の場合と固定資産税の場合との間に大きな差がございます。なるだけ二重の調査をしたものをそのまま相互に作用していくという姿が望ましいと思つたのであります。また課税客體その他の負担の均衡ははかつていかなければならぬ、土地と家屋との間において、少くとも相当な開きが出てきております。また税率の改正もございまして、そのまま据え置きますと減取を生ずるわけでありませう、またそのことが地方財政の状況が許すかどうかを考へて参りました場合に、地方財政の状況からいいますと、五十億内外の減取を生ずることは非常な混乱を来たすことにもなつてしまつたわけでありませう。どこでやはり国民にある程度の租税は負担していただくわけにはなりませんので、どこで負担していただくかといふことになりませう、やはり土地の分において、ある程度負担してもらわざるを得ないじゃないだろうか、こういうことになつて参つたわけでありませう。

す。内閣がもつたら大資本擁護の政策をとつておる、こういう御指摘でございますけれども、先般もお答へいたしましたように、発電施設等に對して特別な制度をとつております。とおつておりますが、そのかわり電気料金を統制しているじゃありませんか、電気を使う国民多数の人たちの電気料金という形において負担を緩和しているじゃないでしょうか、こういうことを申し上げたわけでございます。船舶につきましても軽減の措置をとつておりますが、とつておりますのは、もつぱら国際間の競争に出て参ります外航船舶に對してだけでありませう。これによりまして国際競争を容易にし、そうして国の経済力全体の向上をはかつていきたい、こういう考え方に基いておるわけでございます。一面だけを見ますと、いろいろな批判もできるだらうと思つたのであります。総合的に考へていただけないものだろうか、こういうふうな考へておるわけでございます。

○勝間田委員 この前質問した点ですけれども、やはりちよつと長官に聞いておきたいと思つた。これは行政措置の問題になると思つたけれども、やはり政府としては今度小作料を上げることになりませうか。この点だけはつきりしておきたいと思つた。

○川島國務大臣 勝間田さんのさつかの御質問ですが、私はまだその点よく確かめておりませうからして、農林大臣に確かめまして至急御返答申し上げます。

○勝間田委員 この点は総合的な問題でありませうから、ぜひ一つお尋ねをお願ひしたいと思います。

それから今ペリテイ計算で米価審議会でいろいろ問題になっておりますが、同時に生産費計算の米価という問題がやはり問題になっております。農地に関する固定資産税の値上げということから出て参りますことになりますれば、これはどういふように考慮されるのか、これもやはり米価というものを考えていく場合には、政府の一事なことだと思ひますから、政府の一貫した態度をこの次に聞かしていただきたいと思ふ。米価の中に織り込まれる租税負担というものを一体将来どう扱うべきかということもお考えおき願ひたいと思ひます。

○川島國務大臣 米価の決定は一応米価審議会でやっておりますが、最終的には農林省の責任においていたすのであります。ペリテイ計算の式と生産費からの計算の式と両方農林省では案を立てておるのであります。生産費計算の場合に固定資産税をどういふふう計算するかということについては、私はまだよく存じませんが、それもあわせて農林大臣と相談をしまして、次の機会に御報告申し上げます。

○勝間田委員 それから奥野さん、これは私が不勉強でまことに申しわけありませんが、この前ちょっとお話ししたしましたいゆる保有地、地主の土地について現在固定小作料というものがあつたが、同時に任意契約に基づく小作料というものがございまして、その小作料の状態と、今度固定資産税がどうして値上りすることによって出てくる地主の損です。地主がどの程度の収入の減少を来たすか。固定資産税の値上りによる額というものと、現に地主

がとつておる小作料というものととの間の差額がどう縮まるかということですが、この点一つ数字上はつきりしておきたいと思ふのです。

それからも一つはつきりしておいていただきたいと思ふのは、先ほども申しました小作料の値上げという問題が当然出てくるのではないかと思ひますので、農林省の方の小作料に対する見解と、今度の農地に対する固定資産税との間の関係を数字的にはつきりしておいていただきたいと思ひます。

それから川島さんにお願ひしておつたのですが、政府の農業所得計算というものがまぢまぢである。自治庁の方では勝手にというか、みずからの見解に従つて所得計算をされます。大蔵省も特調もあるいはその官庁もそれぞれ違つた所得計算をやります。私はこれが政治を不明朗ならしめておる根本の原因だろうと常々考へておるのであります。こういうつた所得計算である一定の結論を導こうとするについては、やはり政府は一定の見解がなければならぬと思ひます。これは何も法律にしろという意味ではありませぬ。私は行政措置上公平の措置をとるべきだと思つておられます。この点についてこの前お願ひをいたしておきまして、もし政府で話し合つたことがございまして、この際何つておきたいのであります。

○川島國務大臣 農家の所得計算の各官庁間の食い違ひをどういふふうにするかというお話、実はうっかりしてまして、まだ各省と相談しておりまして、これも今の小作料の値上げ並びに生産費の中へ固定資産税をどう盛り込

むのかかというのと同時に、至急に各省間で相談をしまして御報告申し上げます。

○勝間田委員 念のために申し上げておきますが、農業所得を計算する場合に、農林省の農家経済調査の農業所得を使う傾向も一面現われております。それからあるいは勸銀調査等で補正していく場合も考へておるようであります。それからもう一つは年々の税務署の農業所得というものを基準にしていく場合もあるようであります。今日の方の固定資産税の基準になる農業所得の方の計算は、大体農林省の農家経済調査が基準になつておるようにお聞きしたわけであります。しかしこれは専門家はだれもわかる通りに、富裕農家を對象としたものでありまして、これが一般農家の問題であると考えられたら、非常に大きな誤算を生ずるわけであります。これは御存じの通り農業会におきましては数十年來の問題になつておきまして、相当割引して考へなければならぬ数字になつておるわけであります。そういう点を考へてみまして、各機関が別々な農業所得をとつて、これで税金は取れるのだ、それだけの形をとるのはいかぬのだ、それぞれの形をとるのには、非常な不明朗を導いておるので、鳩山内閣は明朗な行政をやるといふこととならば、これは農民に直接の利害關係のある問題でありますから、私ははつきりしておいていただきたいと思ふのであります。どうかその点についての御研究をわすらわしいと思ひます。

○北山委員 固定資産税の据え置きの問題でありますが、この三年間というものには固定資産税の評価を据え置きと

いうことのために、その期間に普通のものについては審査請求をやらせないというふうな規定になつておりますが、やはり一回の審査、一回の評価というものは必ずしも妥当でない場合もあるのですから、年々審査要求だけは許しておいて差しつかえないのじやないかと思ふのです。確定するからといって、この審査要求が年々許されないうことには少し行き過ぎじやないか、こういうふうな考へるのです。これは一律に、新築とか新しいものを除くほかは審査請求ができないような規定になつておりますが、どうしてこのようにしたのでございませぬか。

○奥野政府委員 お話しになりましたもの以外に、土地でありますと地目が変換になつたとか、家屋でありますと損壊を受けたとか、こういう変化のありますものにつきましては、変化を事由に審査請求はできることになつております。それ以外のものにつきましては、一たび確定しましたものにつきましては、二度、三度争ひを起しますようなことはお互いに非常に煩瑣なことでありますので、最初確定するという場合に十分御了解いただくようなことになつて参りたい、かように考へておるわけであります。

○北山委員 しかし評価する者の側からしても、實際問題からすれば、あまり自信のある評価にはなつていないと思ふのです。やはりミステイクもある。だからまた審査というか評価をする。固定資産税を納める方の側からいっても、もちろん当然だと思ふのです。従つて、そういう紛争を避けると言ひますけれども、これは紛争がある方がいいのであつて、紛争がなければ正し

いものにはならないのです。そのために審査請求という制度を設けておる。設けておる以上は、やはりその道を開いておくのが当然ではなからうか、ごたごたが起るというので、そういう審査請求を禁ずる、できないようにするといふのであれば、審査請求の制度そのものがめんどうくさいからやめてしまへというふうな考へから出ておるとも思われる。だからこの際はたとい基準として、全体としては据え置きといふふうな考へ方に立つとしても、個々の問題について審査の要求があれば審査をして、間違つておればそれを正していくという制度は残しておくのが当然であつて、そうでないこのような規定は、あまりにもこれは官僚的ではなからうか、こういうふうな考へるのです。その点について重ねてお伺ひします。

○奥野政府委員 今回、一たび評価決定いたしましたものは三年間据え置きという制度をどうしておるわけでございます。もとより三年間には地価が上つたり下つたりするだろうと思ふのであります。上つたからといって負担はふやさない、そのかわり下つたからといって審査請求はしない、そういうことで、一応三年間は安定さしていただきたい、かように考へているわけであります。しかし納税者の間で特殊な事情が起つて参りました場合には、審査請求の問題ではなしに、減免の問題として措置していくことは、これは必要な場合がたぶんあるかと思ふのであります。やはり一応価格の決定というものは、これは三年間据え置いていく、従つて一たびきまつたものについ

ては審査請求はしない、従つてまた行政庁の方でも引き上げたり引き下げたりすることもしない、こういうふうな建前をとりたいのでございます。

○北山委員 それでは次に九州の電力の場合ですが、周波数の変更に伴う工事について減免の規定があるわけですか。この周波数の変更、五十サイクルから六十サイクルに変える工事負担というものは、一体電力会社の方で持つべきものであるか、どこが負担を持つべきものであるか。これは電気の方の規定上はどういうことになっておりますか。

○奥野政府委員 今回の措置につきましては、電力会社が費用を負担していることになりす。

○北山委員 そうすると電力会社の負担すべきものをここで減免をするという事は、これは電力会社の利益になる、こう考えていいわけですね。

○奥野政府委員 電力会社が負担するのでありますけれども、その所有権は電力を使用している人に移るわけでありす。従いまして固定資産税を負担するのは電力会社でありませんで、電気の使用者であります。電気の使用者の負担が、ただ五十サイクルから六十サイクルに変わったというだけで、実質的には別に利益を受けないで固定資産税だけが引き上げられてくる、こういうことになるのでありますから、今回このような措置をとりたいと考へたのであります。

○北山委員 その設備については使用者側の所有だ、こう言われますが、所有者側としては何も設備を変更したくないが、サイクルが変るから設備をかかざるを得ない、そのために経費がかか

る、こういうことなのでありますから、建前上はその経費について電力会社が負担すべきものとされてはいる。そうするならばやはりこの固定資産税の減免というものは、その電力会社の負担すべき分の一部軽減ということに結果的にはなると思うのですが、そういうことに考へていいですか。

○奥野政府委員 電力会社の負担しますのは一種の補助金だと思ひます。将来固定資産税が電力の需要者にかつてくるわけでありす。従前通りであれば固定資産税が少くて済むのが、六十サイクルに統一されたばかりに固定資産税の負担がふえてくる。これは電力会社の負担すべきものというの、ちよつと言い過ぎじゃないかというふうに思ひます。

○北山委員 言い過ぎじゃないかと云うが、奥野さんが初めそう言つた。設備変更による経費は電力会社が持つべきものであるというふうにおっしゃつたわけでは。従つてこの固定資産税を減免していくという事は、すなわち電力会社が当然払うべき、そういう補助額みたいなもの、そういうものの一部に納入するんじゃないか。だから固定資産税を減免すればそれだけ電気会社が払う分が軽くて済む、こういうことに結果的にはなるんじゃないか、こういうふうにお尋ねをしたわけですが、それでいいですか。

○奥野政府委員 あるいは私の答弁が的をはずれておつたかもしれませぬが、電力会社が負担するというのは、要するに器具の変更に必要な経費を電力会社が補助する、こう考へていただければよろしいと思ひます。

○北山委員 先ほどの御答弁に關係し

ますが、電力会社に対する、あるいは船会社に対する固定資産税の減免というものは、それぞれ別個の政策、目的を持つてはいる、こういうふうなお話だったのですけれど、しかし電気料金の要素の中に一番占めて居るのは、やはり金融機関に払う金利であるというところは疑いをおこさぬ。それが相当部分を占める。電源開発が進めば進むほど、それが五〇%以上にも及ぶ、あるいは六〇%あるいは七〇%にも将来はなるかもしれないと言われております。従つて電気料金を下げようとするれば、一番問題にすべきはこの金利負担でなければならぬ。ところがその金利負担については、今の民間金利ですが、一〇%くらいを見て居るだらうと思ひます。

○奥野政府委員 納税者に特別な事情がありす場合は、その状況に応じまして市町村が減免することはさしつかへございませぬし、御指摘のような事例に際しましては、市町村が減免しておる場合も現実にごさいます。ただ一般的に言ひました場合に、課することができるかできないかという事であれば、これは課することができない。従つて、また多数の工場を持つて居る場合に、一つの工場を休ませる、休ませるのみならず将来廃止する意味においてその償却資産を帳簿価格から落してしまふ、減価償却の計算をしていかないということになりますれば、これは当然その償却資産について固定資産税を課していくことはできないわけでありす。しかし償却資産として経理を将来にわたつて行なつていきませぬ限りにおいては課することができなわけでありす。あとは御指摘のように納税者の状況に応じて場

合によつては減免する、こういうことに相なるうかと思ひます。

○北山委員 固定資産税につきましては、最近倉庫の固定資産税についていろいろ陳情が参つて居りますが、倉庫に対する固定資産の課税については、特別な考へ方を取らうとする気持を持つておるかどうか、自治庁の考へ方をお聞かせ願ひたい。

○奥野政府委員 倉庫業界からたいへん熱心に要望せられて居りますが、デフレ政策が取られます場合には、一番最後に影響の及んでいくのは倉庫業界であらうというふうにも思つて居るわけでありすから、そういう意味において非常に深刻ではなからうかと思ひます。ところが倉庫と申すのも単に倉庫業者の倉庫だけではございませぬで、大多数の工場は倉庫を持つて居るわけでありすので、倉庫業者の倉庫だけに特別な措置を取るといふことは實際問題としてむずかしいのではないかと、いろいろ思つて居ります。しかしいろいろ議論もございませぬで、絶えず研究はしてございませぬで、現在のところどういった措置が取られるという結論はまだ出て居りませぬ。

○中井委員 私は、今度の改正案に入つておらぬようでありすますが、遊興飲食税のことについてお伺ひしたいと思ひます。去年飲食の關係におきまして軽飲食は百二十円までは免税するという措置をしたように、私どもは記憶をいたしております。ところが實際の一年間の実績を見てみますと、この遊興飲食税は、この間も事業税についてお尋ねをしましたが、それと同じような形がありまして、現実の面ではこの税

らうとも会社としては払えないのじゃないかと思ふのです。払う能力のない者から取るうとしてもかえつて無理だ、だからその際はいろいろ減免規定を適用していくのがほんとうじゃないかと思ふ。それはちよつど住民税にかかると同じであつて、前年度の所得にかかるとは、しかし失業した場合に当然減免されるべきがほんとうだと思ふ。ですから固定資産税についてもこのごろはやつておる事業の休止、あるいは廃止されたような事業については、固定資産税の減免をやはり十分に適用すべきがほんとうだと私も思ふのですが、自治庁はどのようにお考へですか。

○奥野政府委員 財産価値のある限りやはり固定資産税は課されていくことに相なると思ひます。

○北山委員 それは府県の条例等による減免ですね。私はやはり地方税法による減免の規定を適用するのがほんとうじゃないかと思ふのです。仕事を休んでしまつたら、たとい財産価値があ

金をかけるのが具体的に非常にむずかしい。従って取り方につきましては各府県によって非常にまちまちであるように私どもは伺っておりますのであります。

まず最初に伺いたいのは、そういうような非常に取りにくい税金、また技術的に一番むずかしいものについて自治庁はこれまで全国に対して統一的なやり方その他について指示をなすつたことがあるか、また指導をなすつたことがあるかどうか、その点を伺いたいと思ひます。

○奥野政府委員 遊興飲食税の問題については、御指摘のように非常にむずかしい問題がございます。また同時になるべく関係府県がそれぞれ均衡を得た課税をしていかないと問題が起るだらうと思ひます。そういう意味におきまして、遊興飲食税の担当者を中央に集めまして講習会を数回やっております。同時にまた県の要請によりまして、は自治庁の方から現地に行きまして、共同的に調査するというをやつたこともございます。あとは全国会議なりゴロツク会議なりで、それぞれが連絡を取りながら研究を進めておるといふふうなことでございます。

○中川委員 この問題は、おそらく過去においても今御説明のように、皆さんの方で熱心に御指導になつたのだらうと私も考へております。しかし現実には幾ら熱心に御指導をなすつてもこれはもう非常に御指導をなすつても基本的な欠陥があるように思ひます。

そこで伺つてみたいのですが、遊興飲食税で一本になつておりますが、これをそのうちの遊興税、飲食税と一応

わけるといたしまして、大体遊興というものはどのくらい、飲食のものがどのくらいという内訳がわかりましたらお知らせいただきたい。

○奥野政府委員 飲食店関係の分が三十六億八千六百万円、それから貸席の分が十二億四千万円、料理店が五十二億三千万円、それから旅館はこれをわけて、宿泊の素泊りの関係が二億三千三百万円、食事の関係が十五億九千九百万円、それから旅館におけるその他の飲食関係が十六億二千四百万円、芸妓の関係が十四億一千七百万円、そのほか前年度から滞納して繰り越されておる分が全体で十三億二千七百万円、こういう数字になつております。

○中井委員 今数字をお伺ひしてなおさらその感を深くしたのであります。もうこの段階においては私は飲食税というものはやめたらどうかと思ひます。金額でも飲食店関係は三十何億、それから旅館の素泊りについてはわずかに二億なんぼということになつております。この点について私は過去数回この地方行政委員会に出席をしておりますが、いつも問題になつて場当りの問答で済むけれども、現実の徴税というものは、これは請負になつております。何町何市の旅館業には県から役人が来て、あなたの町、市はことしは何十万出して下さい、それで旅館の理事長がみなを集めてあなたのところは幾らだ、こういうわけでありまして、百二十円だとか七百万の宿泊ということにまで深く立ち入つておられます。そこでこれはもう皆さんもよくお知りのことですからかくは申しませんが、少くとも遊興飲食税のうちの飲食というものはやめるべきであ

るという考え方をしておるのでありますが、それは財源難の折衝困難であるという御答弁もあろうかと思ひますけれども、これに対する世間の摩擦、それから純理論的な点から申しましても飲食に税金をかけるというふうなあこぎなことは實際にいけない。これについて先般も新聞で百二十円を百五十円にまで上げるといふようなことが、自治庁の原案があつたが、そのときは途中で反対があつて、それを引つ込めたというふうなことも、ちょっと載つておりましたが、いろいろ事情もあろうかと思ひますが、この遊興飲食税について、一つ大臣の見解を伺つてみたい、かように思ひます。

○川島國務大臣 遊興飲食税は、課税の対象としてはお説の通り非常に徴収上困難な問題があるのであります。これがためにいろいろ事件を起して、おきましてはある程度の減税をして、そのかわりに都道府県が発行する公給徴収書の制度を用いて税金を確保しようかという案もできておりました。これが新聞等にも出たんであります。この遊興飲食税につきましてはいろいろ問題があるので、根本的に一つ考え直したい、こういう意味で今回は提案をいたさなかつたのであります。次の機会には遊興飲食税のあり方——かりに課税するとしても、いかなる方法で徴収するかという点を根本的に考え直して改正したい、こういうつもりでおります。現在徴収方法がお説の通り各業者の組合などに割り当てていることも事実でありまして、徴収の方法としてはこれは決して健全な姿じゃないのでありますから、そういう点も十

分考慮いたしまして、遊興飲食税の問題を何とか間違いない姿に直したい、こういう考えを持っております。

○大矢委員長 島山君。

○島山委員 私は突然委員にしていただきまして、本日遊興飲食税に關して、それから地方併合問題につきまして、二点をお尋ねしたいと思つて本日委員を申し出た次第でございます。

ただいま遊興飲食税についてお話しがございまして、ごもつともな点がたくさんございまして、しかし遊興飲食税については、いまさらこうやくばりのことを言うのはおそいと思つたので。これは申し上げるまでもなく戦争中の遺物でありまして、戦争中だけ遊興飲食税をとる。その当時は軍閥がいばつておる時代でございますから、もしこの税金を払わなければ商売をよしてもよいという、もうそんなものはどうでもよいという附帯条件のもとにわれわれはこの遊興飲食税というのを認めたのです。しかしその後終戦になりまして十年もたった今日その当時の言葉を使つて平然としてかわり財源がないから、この遊興飲食税を取り上げるといふことは、あまりにも敗戦国とは言ひながら、實際の事態の上からいまして、現在の段階におきましてこれを扱つておられますところの当局の氣持に私はいささか不安を持つものであります。なぜならば日本の健全財政を作り上げる上から、もちろんかようなものをとるといふことは忍びないことでありまして、先ほど来いろいろ伺つておりますと大蔵省は大蔵省、通産省は通産省あるいは運輸省は運輸省、厚生省は厚生省というように各省におきまして、税金の取扱いと、その

方法について意見が異なつてゐるのであります。これは日本の経済のために一本化して、そうしてこの遊興飲食税を取り上げるといふならば、そこに業者としても納得いく点があると思ひますが、かような次第でもつて、ある場合においては必要のないのだ、しかし税金だけは払えという、そういう二重人格的の言葉はないと思ひます。この際財源の關係もあるということをお伺ひしておりますから、あえてこれを申し上げるのではありませんが、もし徴収するということならば、業者がこの遊興飲食税を取り上げられるだけの健全な税額にしてもらふということ。もう一点はもし取るならば、この名称を変えて、終戦後十年の今日取り上げてよい名前のもとにこれを取り上げていただきたい。もう一つはこの税金を取り上げる業者であつたならば、国家の経済上多少必要な營業であるから、この業者をもう少し待遇してもらいたいということでありまして、今奥野部長さんから御説明がありました。旅館の宿泊で二億何千万円という内訳を聞きまして、また一方には十六億幾らの内訳を聞きまして、これは大へん相違しております。静岡縣熱海の一例を申し上げても、熱海だけで旅館がとにかく五億四千万円あります。かような点からいまして、その金額においても大へん相違があるということ、それからまた地方の経済の問題につきましては、この遊興飲食税を唯一の県の財源としたら、幾多の問題が起つておるのではありません。私は後刻第二点として、熱海市内景区の問題について申し上げたいのでございますが、

これらも遊興飲食税に大なる関係を生じて、今日かような問題が起つたのであります。決して理屈ではなくして、自治庁当局におかれましてこの問題を根本的に改正してもらおうということ、取るならば名称を変えて、取り上げられる税金にして、お客様から取って国に納める——現在では業者がほとんど立てかえて払っておりますから、おのずから営業の方面も運営がますますなっております。この問題につきまして、どうぞこの点につきまして十分なる御考慮をお願いすると同時に、今回は提出を見合すような御意見のようでありまして、今度御提出になるときにございまして、この問題を一ツ御検討下さることをお願いして、この点につきまして大臣のお気持だけ一言伺いたいと思ひます。

○川島國務大臣 たいま川島さんからいろいろのお話がございました。遊興飲食税につきましては、従来も問題があるところございまして、十分研究の上で適當な方策をとりたい、こう考へております。

○大矢委員長 町村合併に関する問題について川島氏より質疑の通告がございまして、この際これを議題として質問を許すことにいたしてさしつかえございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 それではさようにいたします。どうぞ……

○川島委員 問題は熱海市内泉区の問題でございますが、この問題につきましては、かねがね新聞その他で皆様御承知のことと存じますが、私は静岡県二区におります関係上、この問題はどうか

しても捨ておくことができません。私どもの聞き及ぶところによりますと、自治庁当局におきましても調査会あるいは委員会等をお作りになりまして、いろいろ研究調査をなされていられることも伺っております。けれどもこの泉区が今日かような問題に立ち至つたという根本につきまして、時間もございせんからごく簡単に一言申し上げてみますと、今から十五、六年前には、泉区というのは家が二十軒くらいしかなかった。しかしこの湯河原という温泉場がありまして、この湯河原温泉場は山奥のためにどうしても発展いたしません。そのため、いやな言葉でまことに恐縮でございますが、泉区に赤ペン、金ペン、白ペンというあのペンの名前のついた業者ができたのでございます。ペンで済めばけっこうな名前でございますが、これは要するに遊び場所でございます。そのために白ペンへ行つた、赤ペンへ行つたというので、この湯河原という温泉場が今日のように発展をいたしましたのであります。その当時静岡県におきまして、また熱海市におきましては、これを黙視しておつたのであります。湯河原発展のために黙視しておつたにもかかわらず、進歩いたしました。発展をいたした今日、お前育つたからも湯河原の温泉場に来て、神奈川県へ来いということ、いかにも残酷な扱ひじゃないかと私は思ふのであります。かような意見は切りのないほどございまして、私の意見といたしましては、まず現状維持、もうしばらく様子を見た上で最後の方法をとつていただくことが、今後県内すべての安定のためにも私は

穩当ではないかということを考へておりますので、この際川島長官の御意見を拝聴したいと思ひます。

○川島國務大臣 湯河原に接した熱海市内の泉地区を湯河原に併合するといふ問題につきましては、前年来紛争を重ねておりましたが、先般の地方選挙の直前でありまして、住民投票をするというまで事件が切迫しまして、しかもその際には賛否論に分れて、かがり火をたいたいに氣勢を上げて事態が不穩になりましたので、そこで自治法の規定によりまして、両県下の紛争事件でありますから、内閣総理大臣から自治紛争調停委員というこの制度を適用しまして、自治行政にたんのうな野村秀雄君、狹間茂君、三好重夫君の三人の方々にお願いをいたしました。両者の間の調停をお願いしておるわけでありまして、まだ結論が出ないとみえまして、私に答申が参りませんが、何といたしまして、湯河原、熱海市に利害の關係の多い問題でございますから、十分慎重に扱ひまして善処をするつもりであります。御心配のように、軽率に結論を出すということはいささないために、わざわざ紛争調停委員まで設けたわけでございますから、さように御了承をお願いしたいと思います。

○川島委員 たいま川島長官の言われた非常に含みのある言葉で私も感謝いたしておりますが、しかしお話をうちに、住民投票をするというお話もごもっともでございます。私もこれを聞いておりましたが、現在の段階におきましては、最初は五分五分でございまして、今は併合をしない、現状維持で泉区に残つていたい、泉区を發展させたいという氣持の人が六割

五分、七割に上昇してきたように、私どもは調査をいたしておりますので、この点も一応当局としてお調べをお願いしたい。なぜならば、とにかくこの泉区というのは、山を一つ越しますと、あの伊豆山というところの、現在熱海の市内とすぐくつづくのでございまして。最近工事にも三千万円の予算をもつて泉区から熱海の市内に通ずる道路を作っております。これは突貫工事で、とにかく泉を取られては大へんだというので、静岡県も命のある限りあそこへ全力を注いで、この戦いは絶対に負けることができないと張り切つていられるような状態でございます。この氣持もどうかぜひお取り下さいます。この問題解決のかがり火を握つておられますところの川島長官並びに鳩山総理大臣におかれまして、賢明なる御審判と私どもの要求する点を、ぜひともお認め願ひたく陳情かたがた意見を申し上げる次第でございます。どうぞこの点よろしく願ひいたします。委員の皆様もどうぞ私どもの意のあるところを御了承願ひまして、御協力のほどを切にお願い申し上げます。

○大矢委員長 それでは先ほどの地方税法の一部を改正する法律案を議題として質疑を続行します。中井君。

○中井委員 遊興飲食税について、先ほど大臣からも慎重に考へて基本的な改めかどうか考慮するといふようなお話がありました。これについてちょっとお尋ねしたいのですが、去年実は吉田内閣のときでありましたが、入場税を国税に移管いたしましたとき、遊興飲食税も国税に移管するといふ話があったのであります。ところが、これはまことに言にくいのであ

りますが、高級飲食店あるいは待合、そういうところの主張その他の反対運動によつて、これだけは地方税に残つたといふようなことなっております。私どもはその当時から入場税とか遊興飲食税とかを国税に移管するといふことについては反対でございまして、にもかかりませぬ、入場税が国税になつて一年の経過を見て、あのような始末である。しかしながらその過程において問題となつてはなりません。今申し上げましたような、そういう安易な反対運動その他陳情によつて、簡単に事がきまるといふようなことをやらせましては、これは全国の善良な業者も非常に困ります。また理論上こういう遊興飲食税というもの存在価値を考へてみました場合には、高級料理店はいわゆる遊興税に重点を置かざるべきでありまして、飲食税という飲食に關係のあるものは、先ほども申し上げましたように、一刻も早くやめるべきである、こういう考へ方であらうべきで、しかもそのことに押し通して行く。しかもそのことについては私どもはできると思ふのであります。具体的にいへば、ただ飯を食うだけというふうなものにはもうかけない。業種その他を勘案されたならば、芸者も入るようなところには遊興税をうんとかけるというふうなことは、はつきり私にはできると思ふのであります。そういふ点について、大臣はよくさういふことの実や表も御承知の方でありますから、私はもう端的に申したいんですが、遊興飲食税といふことについて、どちらに重点を置いて

いるか、やるならば徹底的にやるといふようなことをはつきりと私どもは示していただきたい。それがかえつて摩

額を少くいたします。また私は税額の絶対額において、そういうことをはっきりさせることによって、今日の地方財政の困難はそれによって左右されるとは実は考えられない。先ほどちょっと説明を受けました、いわゆる飲食に關係する税金は、非常に金額が少いという面から見ても、はっきりとしたおとさるおとさるの点も一度念を押すようでございますが、大きく、総合的にこれを考え直すとおっしゃいます、それに対する基本的な考え方について見解を伺ってみたいと思えます。

○川島國務大臣 中井さんのお考えは、遊興税はとって、飲食税の方はよしたらよかるが、こういうことのように伺ったのですが、これも確かに御議論と存じます。何といたしまして、遊興飲食税を中途半端な改正をするのは、この際適當ではないと考えまして、提案をいたさなかつたのでありまして、次の機会までに根本的に遊興飲食税というものを再検討いたしまして、適當に処置したいという考えでございます。御議論のほどはよく拝聴いたしましたから、これも十分尊重して考えたいと存じます。

○中井委員 最後に奥野君にお伺いしますが、遊興飲食税を遊興と飲食にかけて、遊興一本でいくということ、技術的に簡単にはできるとおっしゃるが、あなたのお考えはどうですか。○奥野政府委員 お話の考え方、二つあるんじゃないかと思えます。一つは場所を課税するか、課税をしないかをきめていくこととあります。一つは行為の実態によって、飲食行為であるか、遊興行為であるか、行為の実態に

よって課税するか、課税しないかきめていくことであると思えます。しかし税務行政の面から考えますと、結局、場所を課するか、課さないかをきめていくよりいたした方がないのじやなかろうかというふうな思えます。現在もあるものは風俗営業取締法の規定の適用を受けている、あるものは旅館業法の適用を受けている、あるものは食品衛生取締法の適用を受けている。ところが、それらの実態の間にそれぞれに法の規定するだけの差があるかといえます、この間が非常に混乱しているようであります。従ってそれぞれ業態をどう整備していくかということとは、一つの研究題目じやなかろうかと思っております。

○鈴木(直)委員 先ほどの遊興飲食税のことについて聞くところによると、政府の事務当局案が民主党の政調会にかかったときに、それを取り扱わないということになったというふうな聞いてのことには、大臣は、取り扱わないのだから、この点についてはゆつくり根本的に考えてやる必要があるからという理由で、それを取り扱わないことになったのかどうか、その理由をお聞きしておきたいと思えます。

○川島國務大臣 遊興飲食税の改正案は、事務的には一応成案ができて、民主党の政調会に下相談をしたわけでございますが、そのときの議論をいたしましては、果してこうした改正をして遊興飲食税がねらっているような正確な徴税ができるかどうかということなんであります。多少減税をしないで、実態に合わせたいということなんです、事務当局が作った程度の減税

で実態に合うか合わせたいということが一つの問題であります。

もう一つは、減税をする反面において、徴税を確実にするために、公給額取書というものをやろう、いいかえませれば、道府県庁が発行しておる領収書をお客が持ち遊興飲食店に配っておきまして、お客に対して一々その領収書をお客が持参していただくという考えが、これについてもいろいろ議論がおります。公給額取書を発行すること、はややともすると事務が官僚化して、道府県庁の税務関係の吏員などが、遊興飲食店に対して悪意な干渉をする余地ができるんじゃないか。また公給額取書を発行することのために、道府県庁の税務事務がふえて、機構が膨大になるのではないかなど、いろいろ議論もあります。従って公給額取書については、今後相当検討してみなければならぬ。それと同時に税率の改正についてもなお考究する必要がある。

言いかえませれば、遊興飲食税については、先ほど来御議論のある通りいろいろ問題があるのでありますから、もう少し掘り下げて根本的の改正をする必要があるという点で、中途半端な改正はよしたらよかる、こういう意味で提案を見合わせたわけでありまして、あると思えますが、はっきりしておきたいと思えます。政府が徴税の方法を変えて財源に見込んでいただけは大体徴収ができるということ、政府は基礎にしてお考えになつております。ただその方法を実態に沿わないからどうするかという考え方だと思えますが、政府は今業者が言っており

ます実態に沿わない税金——消費者が納める税金を業者が立てかえている実態だと言われているのですが、その実態についてはっきりした調査をされたことがありませんか。一体税金を納めているか納めていないか、同時に今日の遊興並びに飲食の実態がどうであるか。常識的に考えて遊興と思われ、政府から出している参考書にも書いてあるたえば料理店、あるいは貸席、あるいはキャバレーというようなところの税金が大体項目別に書いてあります。書いてあるから、大体政府は知っていると思えます。そういうもの実態を調査したことがありませんか。どういふ階級か。どういふ連中がこれを利用しているか。どういふの実態を調査したことがありませんか。もしあったら、この機会に発表してもらいたい。

○奥野政府委員 お話のような気持でいろいろ調査はいたしているわけでありませうけれども、まだ発表できるほどに自信のある調査は持っておりません。業者が自分の腹を痛めて納めている、こういう問題は、結局私たちは遊興飲食税が、法律に書かれてるところと現実に行われているところとに大きな食い違いがあると思っております。同時にまた業者相互間の負担の間に、大きな不均衡が出てきております。悪い言い方をしますと、脱税の力の強い人たちが非常に栄えていくという形にもなつていんじゃないかと思えます。法律に書いてありますところから徴収しては、それを府県

に納めていただくわけでありませうけれども、今申し上げますような格好になつていふものでありますから、法律通りにお客さんから徴収するものを、利潤なり経費なりあらゆるものをひっくるめてその中で一緒に扱っているわけでありませうので、自然結果的には業者が自分の腹を痛めて出しているんじゃないやなからうかと思っております。

○門司委員 ただそれだけではわからぬ。政府が改正しようとするならば、その間がはっきりしてこなければ、私は改正の方法が見つからぬと思う。われわれが主張しているように、遊興と飲食とを分けなさい、ということ、これは行政的問題で、分けなければいけません。分けてみたところで、たとえば遊興なら遊興だけで取るということや業者がこれを負担するということになつておれば、これは非常に問題があつて残されて、いつまでもこの問題は解決されない。問題の焦点は、やはり遊興と飲食を分けて、家庭の延長と思われような飲食には税金をかけないで、それが外のものにかけようという、これが一つの考え方である。次の考え方は、どうして今日のような問題が起つてくるのかということが解決されなければ、たとえ遊興だけに税金をかけるということにかえても、この問題はいつまでたつても解決できない。業者が負担するか、消費者が負担するか、消費者が負担するのにはどうすればいいか、どうすれば税金が法律通りに取れるかという現実の姿で、自治庁は調査

を少くいたします。また私は税額の絶対額において、そういうことをはっきりさせることによって、今日の地方財政の困難はそれによって左右されるとは実は考えられない。先ほどちょっと説明を受けました、いわゆる飲食に關係する税金は、非常に金額が少いという面から見ても、はっきりとしたおとさるおとさるの点も一度念を押すようでございますが、大きく、総合的にこれを考え直すとおっしゃいます、それに対する基本的な考え方について見解を伺ってみたいと思えます。

言いかえませれば、遊興飲食税については、先ほど来御議論のある通りいろいろ問題があるのでありますから、もう少し掘り下げて根本的の改正をする必要があるという点で、中途半端な改正はよしたらよかる、こういう意味で提案を見合わせたわけでありまして、あると思えますが、はっきりしておきたいと思えます。政府が徴税の方法を変えて財源に見込んでいただけは大体徴収ができるということ、政府は基礎にしてお考えになつております。ただその方法を実態に沿わないからどうするかという考え方だと思えますが、政府は今業者が言っており

うのですが、それに対する確信のほどを一つ事務当局からお聞きしておきたい。

○奥野政府委員 税務行政を立て直すためには、やはり特別徴収義務者になつております業界の協力が得られなければならぬと思つております。またそのためには、ある程度税率を引き下げてお客から取りやすいようにする、そういう意味で税率も引き下げたわけでありまして、いろいろな人の意見も伺つておつたわけですが、その上で領収書の制度をとるならば、ある程度実行できていくのではないかと、というふうに思つておつたわけでありませう。もとよりいろいろな問題がその中にあるわけでありまして、そういう点につきまして、なお研究の余地があつて今回提案を思ひとどまつたわけでありませうが、今申し上げましたようないろいろな面を総合的に改善していきまして、そして当初考へておりましたような方向をとればいいのではなからうかというふうに思つておつたわけでありませう。

○大矢委員長 本日はこの程度にして、次会は明二十三日午前十時三十分より開会することといたします。本日はこれにて散会いたします。午後一時十一分散会

昭和三十年六月二十五日印刷

昭和三十年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局